

序

百聞は、一見に如かず。平成 14 年 12 月 6 日のことである。美作国分寺跡の土地所有者有志一向は、自主的な史跡指定研究の一環で、特別史跡「讃岐国分寺跡」を訪れた。四国八十八ヶ所八十番札所として名高い白牛山国分寺本堂にまずはお参りし、その境内に残る国分寺金堂跡や塔跡基壇の礎石に古しえの堂宇を思い浮べ、のちに裏手にまわり整備された僧房覆屋や石造復元模型などを確かめつつ、茶地帯を横目でみながら隣接する讃岐国分寺跡資料館へと歩みを進めた。

資料館では、讃岐国分寺跡の発掘調査から整備までを直接担当された国分寺町職員、松本忠幸さんから、その概要について特別に説明を受けた。美作国分寺跡の土地所有者にとっては、史跡の指定および整備の実際にふれるのは初めてのことである。永らく疑問に思っていたことにも、松本さんから懇切丁寧な回答がいただけたため、史跡指定に対して抱いていた不信も氷解するところとなった。指定同意へと、心が動く瞬間であった。

このことが契機となり、美作国分寺跡は史跡指定されていくことになったが、そこにいたるまでには、広範な地元関係者の皆様のなみなみならぬご協力のあつたことはいうまでもない。もともと、美作国分寺跡が存在する旧河辺村の地域には、歴史研究にすこぶる熱心な人々が多く、明治以降多くの調査記録や文献が残されている。かつて美作の考古学研究の中心となっていた美作考古学研究会も、戦後まもなく設立された河辺村考古学研究会がその母体となっている。その伝統は、平成 6 年の日上天王山古墳の発掘調査を可能とし、平成 12 年の「日上天王山古墳・日上畝山古墳群」の県指定、そして今回の美作国分寺跡の国指定へとつながっていった。

大勢の人々のご支援、ご協力により、これら美作を代表する古代遺跡の保存措置が図られつつある現在、次なるステップは、これら歴史遺産が将来のよりよい生活に生かされる道を摸索していく、という作業に移っていくだろう。これらの遺跡がそのもてる価値を顕し、河辺の風土にふたたびとけこむ時、そこにはモデルとなる新しい街が開けているはずである。

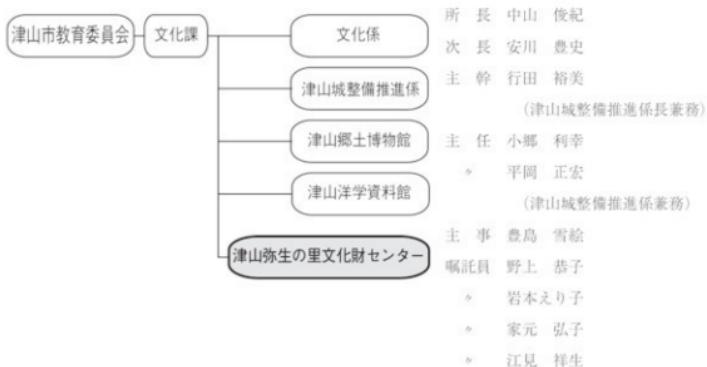
その日の遠からんことを期待する。

平成 16 年 3 月 31 日

津山弥生の里文化財センター

所長 中山俊紀

機構図及び職員配置



例　言

- 本書は、津山市教育委員会・津山弥生の里文化財センターが平成 14 年度に実施した事業概要などについてまとめたものである。
- 平成 14 年度の埋蔵文化財発掘調査は、中山俊紀、安川豊史、行田裕美、小郷利幸、平岡正宏、豊島雪絵、出土遺物の整理は上記の他、野上勝子、岩本えり子、家元弘子、民俗資料の整理は江見祥生が主として担当し、事業概要の執筆は各担当者が行い編集は平岡がおこなった。
- 本書のデータは、PDF フォーマットおよび Adobe InDesign2.0 形式で保管している。

目 次

序	i
機構図及び職員配置	ii
例言	ii
第 I 部	津山弥生の里文化財センター事業概要 ······ ······ ······ ······ ······ 1
I - A	展示事業 ······ ······ ······ ······ ······ 3
I - A - 1	入館者数 ······ ······ ······ ······ ······ 3
I - A - 2	啓発、普及活動 ······ ······ ······ ······ ······ 3
I - A - 3	寄贈資料 ······ ······ ······ ······ ······ 4
I - B	文化財センター日誌抄（平成 13 年度） ······ ······ ······ ······ 5
I - C	埋蔵文化財発掘調査 ······ ······ ······ ······ ······ 7
I - C - 1	平成 12 年度届出関係一覧 ······ ······ ······ ······ ······ 8
I - C - 2	現地説明会 ······ ······ ······ ······ ······ 8
I - D	民俗資料管理 ······ ······ ······ ······ ······ 8
I - D - 1	民俗資料の復元 ······ ······ ······ ······ ······ 8
I - D - 2	民俗資料紹介 ······ ······ ······ ······ ······ 8
I - E	その他の事業 ······ ······ ······ ······ ······ 8
I - E - 1	遺跡の保存・管理 ······ ······ ······ ······ ······ 8
I - E - 2	津山やよいライオンズクラブ奉仕作業 ······ ······ ······ ······ 8
I - F	調査の概要 ······ ······ ······ ······ ······ 9
I - F - 1	椎現山遺跡 A 地区の発掘調査 ······ ······ ······ ······ 9
I - F - 2	美作国府跡出土の刻印及び墨書き土器 ······ ······ ······ ······ 23
I - F - 3	東楽園（江北 636-2 番地）—個人住宅建設に伴う立会調査— ······ ······ 30
I - G	津山市域の遺跡発掘調査と遺跡保護の歴史 ······ ······ ······ ······ 33
第 II 部	資料紹介・研究ノート ······ ······ ······ ······ ······ 51
II - 1	中央町錦織出土の土器 ······ ······ ······ ······ ······ 53
II - 2	津山城今昔⑦～津山城跡の保存整備と桜の植樹～ ······ ······ ······ 58
II - 3	津山城本丸御殿の変容過程—『御城御座敷向懇絵図面』の検討— ······ ······ 62
II - 4	民俗資料の製作過程記録「前蓋」 ······ ······ ······ ······ 74

第1部 津山弥生の里文化財センター事業概要

A. 展示事業

1. 入館者数

昨年度の入館者数は下表のとおりである。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大人	142	249	135	87	160	100	245	98	23	57	65	63	1,424
学生	65	679	190	19	88	69	279	79	16	7	146	150	1,787
合計	207	928	325	106	248	169	524	177	39	64	211	213	3,211

表1 平成14年度総利用者数内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
団体数	0	10	2	0	0	2	6	0	0	0	3	2	25
人 数	0	629	84	0	0	73	377	0	0	0	128	136	1,427

表2 利用団体数及び人数

2. 啓発、普及活動

【刊行物】

『年報 津山弥生の里第10号』

『橋本塚古墳群』 津山市埋蔵文化財発掘調査報告第73集

【講演会・研究会】

沼弥生住居址群発掘50周年記念

第21回津山市文化財報告会（参加者　名）

日 時　平成15年2月22日（土）

場 所　津山市総合福祉会館4階大ホール

内 容

第1部 調査報告

「日上畝山古墳群の確認調査」　津山弥生の里文化財センター　豊島雪絵

「平安時代の美作国分寺」　津山郷土博物館　　濱 哲夫

第2部 沼弥生住居址群発掘50周年記念講演

「沼遺跡発掘50年をむかえて」　岡山大学名誉教授　近藤義郎

「近年の弥生集落研究と沼遺跡」　（財）大阪府文化財センター　秋山浩三

美作考古学談話会（会員29名）

第1回 5／17（土）「美作の繩文遺跡」　（安川豊史）

第2回 7／6（土）「日上畝山古墳群現地見学」　（豊島雪絵）

第3回 9／7（土）「最近の発掘調査からみた古墳時代②」　（小郷利幸）

第4回 11／2（土）「弥生時代のお墓」　（中山俊紀）

中学生考古学教室

第1回	4／27（土）「考古学入門」	（安川豊史）
第2回	6／29（土）「縄文土器をつくる」	（岡山縄文の会、安川豊史）
第3回	7／27（土）「縄文土器をつくる・野焼き」	（岡山縄文の会、安川豊史）
第4回	10／26（土）「津山城発掘調査体験」	（行田裕美）
第5回	12／21（土）「石器をつくる」	（安川豊史）
第6回	3／8（土）「古墳の見学」	（小郷利幸）

【速報展】

平成13年度発掘調査速報展『津山の歴史を掘る』

〔堀坂星ヶ坪遺跡〕 縄文土器（後期・晩期）、石器（石匙・石鎌・剥片）

〔堀坂田中遺跡〕 勝間田焼（椀）

〔橋本塚古墳群〕 墳輪

〔有本遺跡〕 ガラス管玉（保存処理後の展示）

〔柳谷古墳〕 須恵器、土師器（県指定）

〔津山の石廬丁〕 津山市内出土の石廬丁製品及び未製品などを集成

【収蔵資料等の貸し出し】

考古資料関係

◎広島県立歴史民俗資料館平成14年度特別企画展「～三千余基の古墳を残した～霧の子孫たち」に日上天王山古墳出土土鏡など36点他、写真原版（7月～9月）

◎岡山県古代吉備文化財センター主催「最近の岡山県下における埋蔵文化財発掘調査概要の報告会」展示遺物・展示写真のため、橋本塚古墳群出土の埴輪、写真原版（7月）

◎岡山県立博物館平成14年度特別展「あめ・つち・ひと～遺物が語る自然とのかかわり～」にビシャコ谷遺跡出土鉄斧など15点（9月～12月）

◎新見第一中学校に弥生土器、須恵器、埴輪4点（9月～10月）

◎倉敷埋蔵文化財センター平成14年度企画展「おしゃれ むかしむかし」に河辺上原古墳群出土耳環など84点（平成15年1月～3月）

◎（株）岡山福武書店発行「やる気の夏」掲載のため沼遺跡復元高床倉庫の写真（2月）

◎津山郷土博物館平成14年度企画展「日上天王山古墳群」に日上天王山古墳出土鏡など約100点、写真原版（2～3月）

民俗資料

◎作陽高校にみの・かさなど14点（7月）

◎大原小学校に千両こぎ1点（10月）

◎杉浦英恵さんにわらぐつ、二三吉端唄名盤特選集2点（3月）

3. 寄贈資料

【考古資料】

植月壯介（市内總社）

須恵器・勝間田焼片 1 袋

河本 清（岡山市金岡東町）

須恵器・陶棺片 2 袋



【民俗資料】

山本春子（市内大田）

笊 2 点

保田 直（市内北町）

長持 2 棒

金原 徹（市内小原）

大盆・木箱・携帯式弁当箱各 1 点、書類一括

B. 文化財センター日誌抄（平成 14 年度）

- 4月10日 小原地内個人住宅建設に伴う立会調査
- 4月12日 鏡野郷土博物館展示設計策定委員会出席のため安川次長、行田主幹鏡野町に出張
- 4月19日 東広島郷土研究会津山市内遺跡見学
- 4月22日 中学生考古学教室山陽放送ラジオ取材
- 4月26日 岡山大学院生張允植さん市内出土馬具調査のため来所
- 4月27日 第1回中学生考古学教室開催
- 5月8日 愛染寺発掘調査開始
- 5月9日 岡山大学張さん馬具調査のため来所
- 5月18日 第1回美作考古学談話会開催
- 5月19日 国分寺地元説明会
- 5月20日 岡山大学生河西洋明さん資料調査のため来所
- 5月23日 全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会総会出席のため中山所長埼玉に出張
- 5月27日 日上歟山古墳群確認調査開始
- 6月3日 平成16年度補助事業計画協議ため平岡主任、農鳥主事岡山県庁に出張
- 6月13日 堀坂地区発掘調査事前協議
- 6月20日 中山所長県庁出張
- 6月29日 岡山繩文の会の指導のもと第2回中学生考古学教室開催
- 7月1日 文化財保存協議のため安川次長東京に出張
- 7月5日 韓国全南大学校徐賢珠さん長歟山北古墳群他出土須恵器調査のため来所
- 7月6日 第2回美作考古学談話会開催
- 7月11日 日上歟山古墳群確認調査現地指導のため県文化課松本課長代理来津
- 7月15日 美作地区派遣社会教育主事研修会講師として平岡主任出席
- 7月23日 史跡美和山古墳群草刈作業開始
- 7月27日 岡山繩文の会の指導のもと第3回中学生考古学教室開催
岡山県埋蔵文化財担当者連絡協議会（真備町）に中山所長、平岡主任参加
- 7月30日 第29回全国史跡整備連絡協議会中国地区協議会大会出席のため平岡主任鳥根県広瀬町に出張
- 8月2日 文化財保護委員会開催
- 8月3日 「吉備を掘る－最近の岡山県下における埋蔵文化財発掘調査概要報告会－」発表のため小郷主任岡山市に出張
- 8月5日 堀坂地区発掘調査事前協議
- 8月7日 津山やよいライオンズクラブによる沼弥生住居址群早朝草刈奉仕作業
- 8月21日 岡山県史跡整備市町村協議会準備会出席のため行田主幹、平岡主任総社市に出張
- 8月23日 市立一宮小学校あおぞら児童クラブ土器製作体験指導
- 8月26日 堀坂地区発掘調査開始
- 9月7日 第3回美作考古学談話会開催
- 9月9日 史跡津山城跡整備事業協議のため行田主幹文化庁出張

- 9月18日 津山城跡パリアフリー工事に伴う発掘調査開始
- 9月19日 平成14年度埋蔵文化財担当職員等講習会受講のため豊島主事大阪市に出張
岡山県立博物館に資料貸し出し
- 9月20日 広島県立歴史民俗資料館に資料貸し出し
- 9月24日 津山城跡整備打合せのため行田主幹・平岡主事文化庁出張
- 9月26日 全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会中国、四国、九州ブロック会議出席のため中山所長山口県萩市に出張
- 9月30日 史跡中宮古墳群草刈作業完了
- 10月15日 低気圧による突風で史跡美和山古墳群の樹木等に被害
- 10月25日 市立東中学校生徒職場体験実施
- 10月26日 第4回中学生考古学教室開催
- 10月29日 テレビ津山が登録文化財翁橋を取材
- 10月30日 衆楽園保存管理計画策定指導のため奈良文化財研究所小野健吉主任調査官来津
- 11月2日 第4回美作考古学談話会開催
- 11月15日 岡山県史跡整備市町村協議会準備会出席のため中山所長総社市に出張
- 11月20日 資料調査のため平岡主任大阪府南蚕文化館に出張
- 11月21日 遺跡学会出席のため平岡主任奈良文化財研究所に出張
- 11月28日 津山城跡、衆楽園、箕作旧宅視察のため大西岡山県副知事来津
- 12月21日 第5回中学生考古学教室開催
- 12月23日 沼弥生住居址群北側復元住居が火災で全焼。不審火とのこと
- 1月9日 同上復元高床式倉庫の屋根葺替修理に着手
- 1月15日 総社地内確認調査実施
- 1月21日 押入地内確認調査実施
- 1月22日 生涯学習リクエスト講座講師として高田公民館に平岡主任出席（参加者60名）
- 1月30日 倉敷市埋文センターに資料貸出
- 2月5日 埋蔵文化財保護行政担当者会議出席のため小郷・平岡主任岡山に出張
- 2月7日 岡山県史跡整備県市町村連絡協議会打合せ会議のため近藤参事・安川次長総社市に出張
- 2月20日 同上協議会設立総会出席のため中山所長以下3名総社市に出張
- 3月13日 岡山県文化財保護審議会第1部会による衆楽園視察
- 3月14日 津山城跡整備事業打合せのため行田主幹・平岡主任文化庁に出張

C. 埋蔵文化財発掘調査

1. 平成 13 年度届出関係一覧

第 57 条の 2 第 1 項

通路名	工事種別	期間	届出者	発着日	指示事項	実施日	備考
未定	二宮 1336-1 小原 44-9	個人住宅 個人住宅	H14. 6. 1 ~ 8. 31 6.15 ~ 9.30	二宮 235 土居元洋 久保田剛下弓削 35-34 頭部後頭	津教委文第 2265 号 津教委文第 4622 号	4.18 立会 4.23 立会	遺物・遺物無し 遺物・遺物無し
中原路 美作国道路 未定	中原 338-4 尾社 330-4 施設 476-他	個人住宅 個人住宅 運動公園	6.10 ~ 9.30 6.6 ~ 7.6 4. 12 ~ 31.15.3	中原 282 清原八人夫 尾社 362-4 鶴見見附 施設 103-1	津教委文第 9172 号 津教委文第 12137 号 津教委文第 15074 号	5.13 立会 5.24 立会	遺物・遺物無し 遺物・遺物無し 遺物・遺物無し
野村田道跡	野村 424-1	宅地造成	9.15 ~ 10.15	高野本郷 285-1 (右) 7-ス不動前 代表取締役 圓画院	津教委文第 3346 号 津教委文第 4750 号	8.19 立会 10.17	発掘調査 種造園企 遺物有り、原木等
美作国道路 美作国道路 美作国道路 未定	尾社 439 尾社 28-1 尾社 44-6 小原 44-6 小原 942-11 他 天崎神社 8-13 号地 天崎神社 8-13 号地 尾社 631-7 神入 1127-1 他	駐車場 保育園別館 集合住宅 集合住宅 集合住宅 駐車場 駐車場 個人住宅 駐車場	9. 未 ~ 10. 未 H15.31 ~ H22.0 未定 22.0 ~ 6. 30 6. ~ 8. 未定 未定 21.5 ~ 4.15	尾社 439 大郷 邸 勝山町 314 小林口跡代 小原 897 堀内八人三 河辺 135 医療人墓和会 河辺 103-1 布上直和 尾社 434 野井伊根 川崎 1726 別田法人都山鹿尾会 理事長 竹久 学 高野本郷 1024 水家寺 田中忠史 高野本郷 921-3 駐車場	津教委文第 33737 号 津教委文第 4759 号 津教委文第 62819 号 津教委文第 63580 号 津教委文第 64398 号 津教委文第 68607 号 津教委文第 69662 号 津教委文第 73759 号	10.5 立会 11.11. 1.5 ~ 16 立会 12.27 立会 8.18 発掘調査 PP植 1 基、土壤富化	遺物・遺物無し 遺物・遺物有り、原木等 遺物・遺物無し 遺物・遺物無し 遺物・遺物無し 遺物・遺物無し 遺物・遺物無し 遺物・遺物無し 未実施

第 58 条の 2 第 2 項

通路名	所在地	遺跡地図	発見箇所	通知者	発着日	調査担当	備考
日上 3301 他 古墳	日上 3301 他 古墳	5.27 ~ 8.31	津市教育委員会 教育委託会議	津教委文第 26722 号 7.19	小堀科学 豊島英俊	遺物収集に伴う 研究開発	

2. 現地説明会

日上歟山古墳群

平成 14 年 7 月 21 日（日）約 60 名



D. 民俗資料管理

1. 民俗資料紹介

先年、下駄作りの道具一式を寄贈していただいた元下駄屋さんから、新たに下駄屋の看板を寄付していただきました。飾る場所を考えた結果、元の雰囲気にも合わせて、頭上高くに設置しました。



E. その他の事業

1. 遺跡の保存・管理

《国指定史跡》 美和山古墳群清掃、草刈、剪定

《県指定史跡》 日上天王山古墳・日上歟山古墳群草刈、進入路の整備

《市指定史跡》 沼遺跡草刈、剪定

井口車塚古墳・正仙塚古墳・中宮 1 号墳・飯塚古墳草刈

煙硝蔵跡草刈

《未指定》 津山中核工業団地内古墳（一貫東 1 号墳）公園草刈

2. 津山やよいライオンズクラブ奉仕作業

沼遺跡の草刈、復元住居補修

第Ⅱ部 資料紹介・研究ノート

1. 津山の弥生墓地

中山後紀

a. はじめに

墓地には、その時代の社会環境が鋭敏に反映されることが多い。そのため、墓地から過去の社会を復元しようとする研究も多く、弥生墓地についても多数の研究が積み重ねられてきた。しかし、そこから得られた帰結をみると、様態は多様で、時には相反するものにも遭遇する。それぞれ基礎とする遺跡に地理的な違いがあるので、その相違は地域差と捉えられる場合もあるが、多くの場合は分析途上の主觀に左右された結果生じたのではないかと疑われる。

この種の議論には、分析方法のある種の客観化が必要と思うが、考古学的には先見的な手法の提示困難なのが現状といわざるを得ない。客観的な分析手法を手繕り寄せるには、分析の筋道を明らかにした研究を重ね、相互に批判を重ねていくしかないだろう。

そこで、津山の弥生墓地について既存の資料を整理し、そこから導き出せる一つのモデルを提示してみようと思う。地域の特質を議論するための、たたき台となれば幸いである。

b. 墓地の概要

すでに発掘調査された津山の弥生墓地には、三毛ヶ池遺跡^{II-1}（河面）やアモウラ遺跡^{II-2}（一宮）、竹ノ下遺跡^{II-3}（沼）、才ノ崎遺跡^{II-4}（橋）、椎現山遺跡^{II-5}（小原）、下道山遺跡^{II-6}（総社）、上原遺跡^{II-7}（下横野）、有本遺跡^{II-8}（田邑）などがある。このうちもっとも古いものは、三毛ヶ池遺跡やアモウラ遺跡で中期中葉、それ以降各期のものがあって、上原遺跡などは後期後葉に属する。

集団墓地といった外観を呈するものが多く、土壙墓多数が集中して発見されるのが普通である。個々の埋葬施設としては、板棺を組み合わせた棺が用いられていることが一般で、その場合、それらは棺を用いない土壙墓と区別して木棺墓ともよばれる。その他、壺・壺・高杯を利用した土器棺墓などもあるが、箱式石棺墓はほとんど例がない。もちろん、木棺墓といつても、棺材の残片を残すものがまれに発見されている以外、実物が遺存した例はない。腐食し、土に置き換わった棺痕跡等からその形が推測できるのみである。痕跡からの推定により、その木棺の形式には大きくわけて二種類あることが分かっている。一つは、小口板を墓穴の床に一段掘り窪めた穴に差し込み立てかけて、側板を組み合わせていく形式のもので、今一つは、あらかじめ箱形に組み立てられていたのではないかとみられるものである。古い墓地では前者が一般的で、後者は後期でも新しい時期の墓地に多くみられる。棺規模には大小幅があり、ごく小形の墓にも木棺が広く用いられたという特徴がある。たとえば竹ノ下遺跡では、大形に属するものは内法長1m70cm、幅約60cm、小形の木棺は、内法の長さ35cm、幅25cmで、その間に段階的に数種のものがあった。

いずれの墓地でも、人骨自体が発見されたことはないが、それが墓ではないという人はいない。一般に、小規模な木棺墓は乳幼児、中規模のものは小児、大形のものは成人埋葬に用いられたと考えられている。特殊な場合を除き、そう捉えておむね問題はない。

これら弥生墓地を中・後期と分けて比較した場合、いくつかの相違点があげられる。立地という点でいうと、たとえば、竹ノ下遺跡やアモウラ遺跡、沼E遺跡などのように、中期墓地は集落の一角で発見される場合が多く、後期の下道山遺跡や椎現山遺跡、上原遺跡などは、集落からかけ離れた丘陵上の瘦尾根に立地する、という傾向の違いが指摘できる。また、中期の墓地は小規模で埋葬数は少なく、後期

のものは大規模、という場合が多い。発見された埋葬数でいえば、竹ノ下遺跡（図2）で16あまり、アモウラ遺跡は約30である。ところが、後期の下道山遺跡（図4）では、調査範囲が墓地の一部であったにもかかわらず120余りの土壙墓が発見され、一帯に弥生墓の痕跡が点々と確認されているので、墓地全体でいえば数百の埋葬があったといつてもほんとは間違はない。椎現山遺跡は、調査当時には既に中心部が土取りにより大きく破壊されていて詳細不明であるが、断片的に残されていた情況からみれば下道山遺跡と似たものであつたらしく、あるいはい下道山遺跡と一連の墓地であった可能性もある。いずれにしろ、後期の墓地は継続的に営まれている場合が多く、結果として大規模になったという侧面もある。少なくとも、特定の地が特定集團の葬られるべき地と意識され、連續と利用されるようになったという習俗変化のあったことは推定できる。

中・後期の差は、土器の発見されたにもまたよくあらわれている。中期の墓地では、土器類はまれにしか発見されず、発見されても日常土器と特に異なるということはない。しかし、後期の墓地では、集落遺跡のものとは異なり、装飾ははだしい土器多数の発見される場合も多く、そこでとりおこなわれた葬儀痕跡濃厚、といった具合に変化している。そういう変化は、後期に死後世界が急速に構造化されていったとみれば理解できる。

同じころ、岡山県南部では特殊器台や特殊壺、とよばれる葬送祭祀専用土器が発達している。それらは呪的文様をまとった大形土器で、墓地に限定され発見されるという特徴をもっている。その変遷の研究から、それは亡き首長の靈威を受け繼ぐ儀式に用いられた象徴的儀器であり、のちの埴輪の原型となつたものと説かれているが²⁹、その特殊器台や特殊壺が上原遺跡や皿の丸山遺跡³⁰、椎現山遺跡、有本遺跡などといった後期後業の津山の墓地からも点々と発見されている。その発見が象徴する外來の埋葬習俗は、津山の葬送祭祀にどのように取り入れられ、在来の習俗にどのような変化を引き起こしたのか、という興味ある課題を提示する。

C. 墓地の具体例

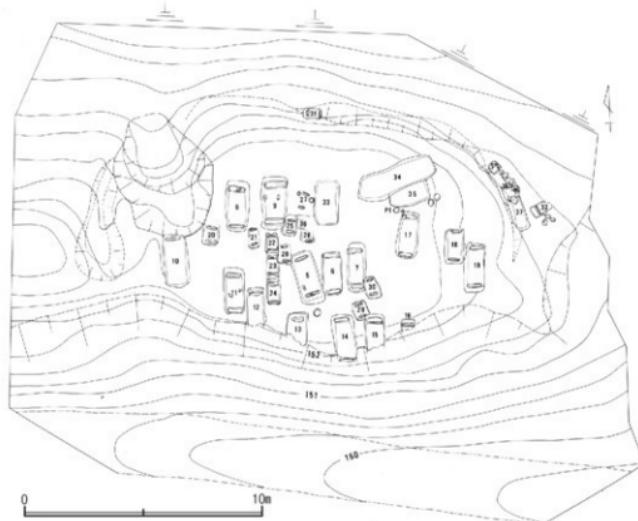
（1）三毛ヶ池遺跡（河面、図1）

平成4年に、津市教育委員会が土取工事に先立ち調査した低丘陵上の遺跡。長径15m、短径9mの長楕円形埴丘墓が発見された。その埴丘墓自体は中期中葉に造られ、後期に改変再利用された。個別埋葬は、ほぼそれぞれの時期に区別されたので、そのうち中期中葉の埋葬配置について検討しておきたい。

埋葬平面上で発見された墓数は27で、内訳は大形棺16、小形棺11である。小形棺の全体に占める割合は41%となる。この比率には、さらに土器棺1も乳幼児棺として加わる可能性がある。木棺の形式は、両短辺に小口穴をもつものが大多数を占める。小口穴をもたない不確かな大形棺一例が存在するが、これはその数字から除外する。それらのうち、5号埋葬からは石繋3点が発見され、射殺された人物の墓などと調査中には想像された。各棺の主軸方向は、すべておおむね南北方向を向いており、人骨が遺存しないのではつきりしないが、埋葬頭位は北か南のどちらかに統一されていたか、その両者に限定されていたことが分かる。

各埋葬を、その空間配置から単位に分けると、大形棺は、5・6・7号埋葬…群A、10・11・12・13号埋葬…群B、14・15・16号埋葬…群C、17・18・19号埋葬…群D、8・9・(33)号埋葬…群E、と5群に細分できるようにみえる。

小形棺は、21～28号埋葬…群F、20号埋葬…群G、29・30号埋葬…群Hと3群に分けられそなうなので、そういった空間配置から、以下のような埋葬秩序が存在したのではないか、と推定できる。



図中の 34、35、36 については、同時期の土壙墓の可能性もあるが、不明確なのでこれらについても除外した。

図 1 三毛々池遺跡中期墳丘墓（縮尺 1：200）

群 A は、埋葬平面の中央部に位置するので、これをとりまくように群 b～群 e の埋葬群 4 単位が存在し、それぞれは 3 または 4 の大形棺で構成される。小形棺については、20 や 29・30 のような少数の独立傾向をもつ一群と、特定箇所に集中する群の二類別、というものである。

ところで、三毛ヶ池遺跡は墳丘墓という「権威を誇示する墳墓形式」であるが、大形棺と小形棺の比率は 3 対 2 で、全体に占める小形棺の割合は、想定される当時の乳幼児死亡率とおおむね一致することから、「特定人物」の埋葬を目的とする墓地ではなかった、と推定できる。

(2) 竹ノ下遺跡（沼、図 2）

昭和 54 年から 55 年にかけ、土地区画整理事業にともない京免遺跡と一緒に津山市教育委員会が発掘調査した。河岸段丘上に存在する中期後葉から後期後葉にかけて営まれた集落遺跡で、その一角から、中期後葉の小規模な墓地が発見された。遺存状態はよくなかったが、14 基の木棺墓が把握できた。内訳は大形棺 9 に対して小形棺 5 で、小形棺の占める割合は 38% ということになる。木棺墓のうち大形の 1 棺のみ小口の穴がない形式で、その他はすべて小口穴を伴っていた。三毛ヶ池遺跡と異なり、竹ノ下遺跡の場合は、小形棺が分散傾向にある。三毛ヶ池遺跡を目安に各埋葬を群別すると、G 5・G 6・G 8 号埋葬…群 A、G 2・G 3・G 4 号埋葬…群 b、G 14 埋葬…群 c、G 11・G 12・G 13 埋葬…群 d・G 7・G 9・G 10・G 23 埋葬…群 e と、5 群に分けることができる。群 A が木棺墓群の中央部に位置するので、それを中心と考えれば、中心と周辺 4 群という関係は、三毛ヶ池遺跡と同様に捉えることができる。各群の大形棺数は、群 A は 3、群 b が 1、群 c 2、群 d 1、群 e 2 ということになる。木棺の主軸方向は、大きいくらい東西方向と南北方向の二種に大別される。大形棺の場合、東西方向 7 に対し南北方向が 2 で、小形棺の場合、前者が 2、後者が 3 という構成になっている。

(3) 下道山遺跡（総社、図3, 4）

昭和51年に、果樹園造成に先立ち、下道山遺跡緊急発掘調査委員会（主として岡山県教育委員会が担当）が発掘調査を実施した。丘陵尾根筋に立地する遺跡である。遺跡の一部の調査にかかわらず、その調査により、後期前葉の方形と長方形区画をもつ台状墓各1基、及び120基あまりの土壙墓群が発見された。以下、台状墓と土壙墓群に分けて、概要を説明したい。

(a) 台状墓（図3）

1号台状墓は遺存状況が悪かったが、約9m四方の区画をもつ墓と推定され、その中央部に小口穴をもつ大形の木棺墓2が発見された。埋葬相互の位置関係は、整然というわけではないが、いずれも主軸を南北方向に向け、おおむね並列の状態で発見されたといえる。

2号台状墓は1号台状墓の西に隣接し、その西端は調査区外に延び調査が及ばず、全形は不明である。短辺約9m、長辺14m以上の長方形区画墓とはいえる。すべての埋葬は、台状墓の長軸中央線に直し並列していた。発見された合計8埋葬のすべては大形棺に限られ、棺形式も小口穴をもつ同種のものばかりであった。そのすべてを一群と捉えることもできるが、しいて群分けを考えるとすれば、並列の途切れを境に、東3棺と中央部5棺以上の2群に分けることができる。1号・2号台状墓とも大形棺のみで構成され、被葬者が成人に限られること、同種原理による一連の埋葬に限定されているとみられる点で、特定人物の埋葬に限定された墓地区画ということができるよう。

(b) 土壙墓群（図4）

一号台状墓より約30m東南に位置する土壙墓群は、おおむね30m四方の範囲を占める。その範囲で120余り確認された弥生墓はほとんどが木棺痕跡を残し、大形土壙墓66、小形土壙墓55で構成されている。小形棺の占める割合は45%で、その構成比は弥生墓地一般の傾向とおおむね一致する。棺同士重なり合う様子はほとんどみられないが、全体として各墓の主軸方向はまちまちである。出土土器の様相からみると、墓地の継続時間が比較的長かった可能性がある。大きくみれば3ないし4単位の墓地企画が存在したようにもみえるが、空間分布から個別の様相を識別することははなはだ困難である。その原因としては、継続時間幅が長かったこと、傾斜地に位置し地形の制約を大きく受けたこと、またすで



図2 竹ノ下遺跡（縮尺1:200）

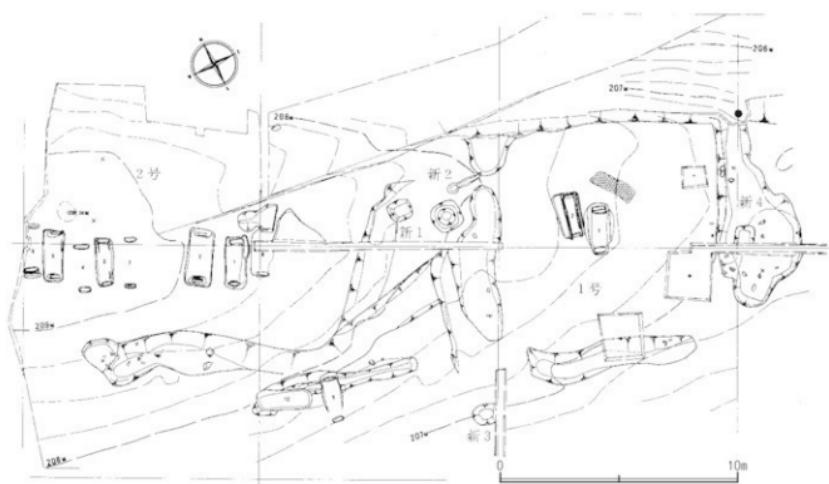


图3 下道山遗迹方形台状墓群 (缩尺1:200)

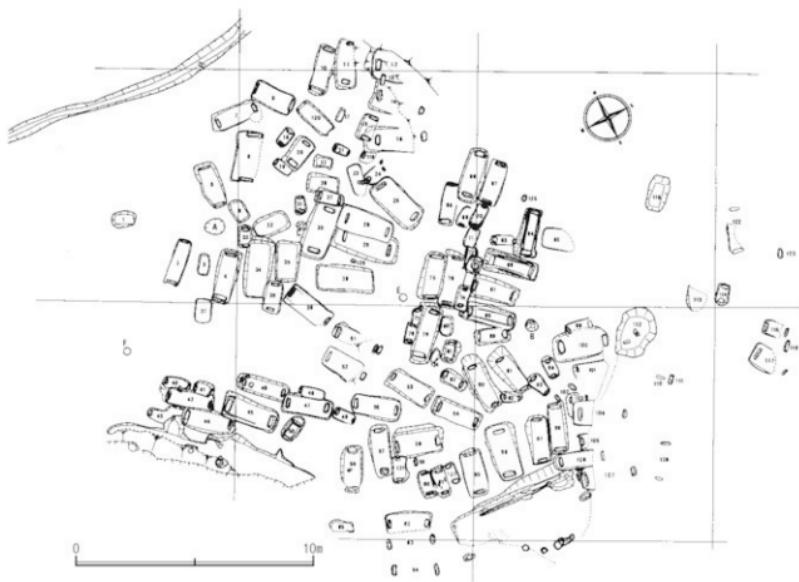


图4 下道山遗迹土壤墓群 (缩尺1:200)

に消失した多数の墓があるためかとみられる。

そう理解した上で、埋葬秩序を読み解く手がかりを探れば、まず、小形棺が特定部分に集中する点が挙げられる。次に、乱雜に分布しているようにみえる大形棺も、主軸をあわせ並列する単位が随所にみられこと、などがある。小形棺の配列や大形棺の並列単位から、それらを部分要素とみなし、断片をつなぎ合わせていけば、墓群の東部と南部では不規則とはいって、一定の区画が想定されることはない。強引に読み解けば、三毛ヶ池遺跡や竹ノ下遺跡の場合と同様、それぞれに中央と周辺4群という秩序を想定することもあながち不可能ではない。

(4) オノ峪遺跡（概、図5）

昭和59年、ゴルフ練習場造成のため津山市教育委員会が事前調査した丘陵上の遺跡で、弥生後期前葉の長方形埴丘墓が発見された。その埋葬平坦面は、短辺約9m、長辺約15mであった。そこで発見された埋葬数は少なく、大形木棺墓6と不確実な小形木棺墓1のみであった。小形棺が例外的に1存在するとしても、ほぼすべてが大形棺で構成されるという点は、下道山遺跡台状墓の棺構成に似る。下道山遺跡台状墓と異なるのは、各木棺が分散的に配置され、主軸方向が東西と南北の二種に分かれることである。全体埋葬数が少ないとはいえ、その各棺の位置、主軸方向を手がかりとすれば、ある種の埋葬企画を推定することも可能である。

たとえば、中央に存在する6号棺を中心と仮定すれば、三毛ヶ池遺跡と同様に、(5号)、6号・群A、2、3号・群b、7、8号・群c、群dに相当する位置には埋葬がなく、1号・群eというぐあいに、中心と周辺4単位で構成されていた、と捉えることも可能である。埋葬施設が、大形棺に限定される点で下道山遺跡台状墓の特徴に一致し、特定人物埋葬のための墓地と考えられるが、埋葬単位間に主軸方向の相違がみられるので、下道山遺跡台状墓とはまた異なる埋葬秩序の存在していたことが推測できる。各埋葬単位が少数で、分散配置していることからみれば、埴丘築造当初から中心と周辺4群という規範が存在したのではないかと考えられる。

発見された土器は少ないが、S字スタンプ文などで装飾された墓地特有の器台型土器や、装飾要素の強い高杯形土器の破片が発見されている。

(5) 上原遺跡（山方、図6）

昭和41年と42年に、岡山大学が学術調査した後期後葉の墓地遺跡である。南面する丘陵突端の約15m×9mの範囲に集中して木棺墓が発見され、その周辺を含め、総計40前後の埋葬があったと報告されている。公表された全体図から、大形のもの25、小形のもの14の存在が数えられ、小形棺の割合は38%となる。そこでは、小形棺の分布に特に集中するという様子は窺えない。

埋葬方向には、直交する二種がある。大形棺の並存状況やその方向に着目して埋葬単位を想定すると、中央部に東西方向の大形2棺が並存し、北西部に南北方向の1単位、南西部に南北方向の1単位、南東部に南北方向の1単位、北東部に東西方向の1単位がある、と概括できる。中央1単位、周辺4単位という関係は、上原遺跡ではきわめて明快に把握できるといえよう。

ところで、中央に存在する大形2棺と周辺単位の棺方向に着目すると、中央2棺と方向を同じくするのは北東部1単位のみということになり、他単位は原則として中央群に直交する関係にあるといえる。また、中央単位に接し同方向の小形棺2棺があって、周辺単位を分割するように埋葬されているので、その2棺も中央単位と一連の埋葬とみてよさうである。

さて、上原遺跡では、特殊器台や特殊壺の破片が数多く発見されている。それらは、首長靈繼承儀礼

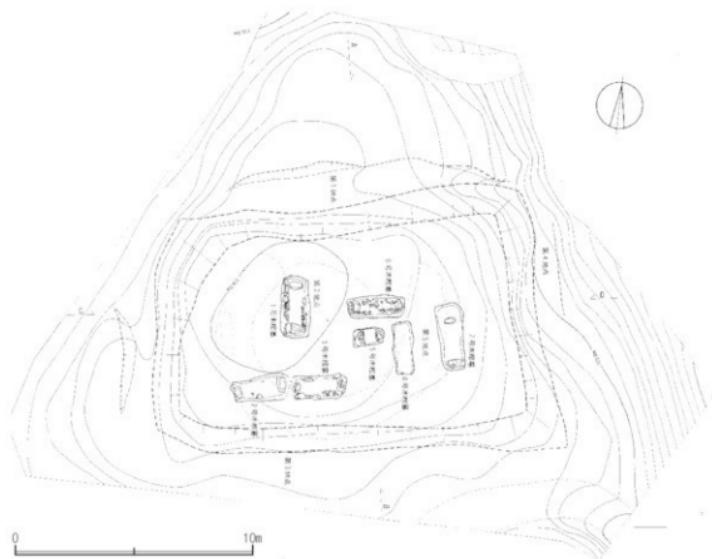


図5 オノ峪遺跡（縮尺1：200）

に用いられる儀器とされるので、そうであれば、この上原の墓地はすくなくとも、族長を含む集団の墓地であった、と考えても差し支えない。

(6) 権現山遺跡A地区（小原、図7）

同じく特殊器白や特殊壺の発見された墓地に、権現山遺跡がある。権現山遺跡A地区は、下道山遺跡の東約250mの痩せ尾根に位置し、昭和51年に墓地造成に先立ち、津市市教育委員会が発掘調査を実施した。後期後葉の、比較的限られた時期の墓地遺跡で、調査面積も約150m²と、小規模なものであった。

発見された埋葬数は、局部のみ分かっただけのものを含めると、33ある。内訳は、木棺墓が30、土器棺2、箱式石棺の可能性のあるもの1である。木棺墓に限ると、大形棺は16、小形棺は14で、小形棺の全

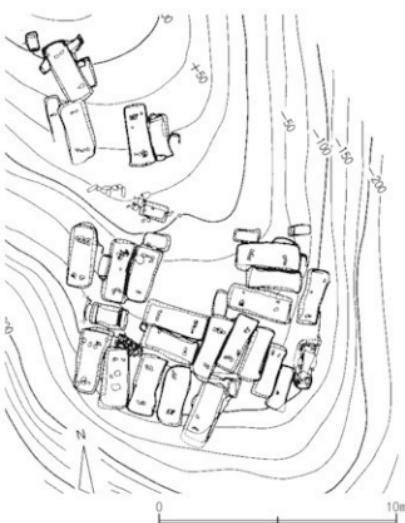


図6 上原遺跡（縮尺1：200）

体に占める割合は47%と高い。棺主軸方向は、おおむね東西方向のものと南北方向のものの二種に分かれる。

木棺形式の判明するものでは、(I) 床面に小口板を埋め込む棺形式のもの6埋葬。(II) 床面に小口や側板を埋め込む溝をもたない棺形式のもの17埋葬。(III) 床面に小

口や側板を埋め込む溝をもた



図7 横現山遺跡A地区(縮尺1:200)

ない棺形式ではあるが、埋葬部分の床がU字状にさらに一段深むもの1埋葬、の三種にわかれる。しかし(III)は、類似例が発見されておらず、棺形式はおおむね小口穴を持つものと、小口穴をもたず床面平らな構造の2つに分かれるといえる。いずれの構造の木棺墓も、床面に石材が残される点は共通で、その種の石材は枕石と呼ばれることも多いが、普通両小口に対称的に存在し、棺の底板安定材として用いられたものではないかと考えられる。

各棺の空間分布に目をやると、小形棺の多くが北西部に偏在し、なおかつ直列して小形棺帯ともいるべき帶を形成していることが分かる。これとは別に、独立的傾向をもつ4や26の小形棺2棺もある、それらはともに小形棺帯と主軸方向が直交する。

大形棺の分布でまず目をひくのは、調査区南東の中央に、北西から南東にかけ大形棺が並列して延び広がる状態であろう(20、10、2、8、やや離れて29、逆に小形棺帯を挟んで15の計6棺)。これら大形棺の主軸方位は小形棺帯とも一致するので、墓地の区画があったとして、その辺方向を指し示すと考えてもよいだろう。うち、20、16、2、8埋葬の一群は、一連の埋葬単位と想定することが可能である。それらに直交する大形棺には、1、16、5、3、6の5埋葬があって、小形棺帯を挟んで北東に2棺、南西に3棺存在する。

ところで、横現山遺跡A地区の場合、調査範囲は墓地の一角に限定されるので、上記のように部分的に並列単位が想定されても、それが墓地全体の中でどのような位置を占めるのかははっきりしない。その点が確定できなければ、全体企画について云々できない。その手段として、上原遺跡の棺配置と比較することは、大変意味があることのように思われる。なによりも、上原遺跡と横現山遺跡A地区とはともに同時期の墓地で、またいずれからも類似様式の特殊器台や特殊壺が発見されるなど、墓地としての性格もきわめて類似するからである。

比較してみよう。上原遺跡の埋葬単位を中央1単位、周辺4単位とみた場合、中心の大形棺と周辺單位で棺方向を同じくするのは北東部の一単位のみで、その他の単位は、原則として棺方向が中央単位に直交している。仮に、この関係が横現山遺跡A地区でも成り立つとして、3、6の棺を中心と仮定すれば、横現山遺跡A地区の20、10、2、8の並列棺は、上原遺跡の南西部の一群にのみ対応するという関係になる。この仮定が成立しうるかどうかは、横現山遺跡A地区の3、6の棺が中央棺に相当するかどうか、という点にかかっているといえよう。

ところで、上原遺跡の中央部には、大形の2棺と一連とみられる小形の2棺があった。横現山遺跡A

地区的場合も、中央棺と仮定した3、6と一緒にとなった小形棺4の存在がある。唯一の副葬品「鉄劍」が発見されたのは、その小形棺4からであって、その「鉄劍」の副葬という事実からみれば、その小形棺に葬られた人物が、乳幼児であるにかかわらず被葬者の中で何がしか特別な存在であったとみなければならないだろう。そう考えてよいのであれば、3、4、6の棺はまさに椎現山遺跡A地区の中心棺群であって、20、10、2、8の並列棺は、上原遺跡の南西部の一群に対応する、という関係になる。また、その事実は、常識どおり中央の埋葬が墓地の中心埋葬であるということを裏付けるものもある。

d. 概括

(1) 墓地区画

これらの弥生墓地が、どのような集団の、どのような社会組織を反映しているのか、と考える場合、その前提になるのは墓地単位の把握であろう。幸いなことに、cで見たなかに、明確な墓地区画の残されていた遺跡が二つあった。一つは三毛ヶ池遺跡で、今一つは才ノ崎遺跡である。いずれも長方形の墳丘墓で、埋葬平面そのものがほぼ完全な形で残っていた。埋葬構成を問題にしようという場合、その考察の基本となるのは、墳丘の規模ではなく一連の埋葬平面なので、才ノ崎遺跡と三毛ヶ池遺跡について、そのそれぞれの埋葬平面を計測すると、いずれも長辺約15m、短辺約9mという数字が得られる。

この2遺跡以外にも、下道山遺跡では方形区画とみられる周溝が発見されていて、その埋葬平面を推定すると、ほぼ9m四方となる。この3墓以外で区画そのものを特定できるものはないが、上原遺跡は丘陵端に木棺墓が密集し、一連の木棺墓群は長辺約12m、短辺約9mの区画を想定すると、きれいにそのなかに納まるようにも見える。

その他の遺跡は、全体の遺存度がわるかったり、部分調査であったりといった理由で、区画の存在がはっきりしない。しかしいずれの場合も、長辺9~15m、短辺9m前後という基本規模を想定すると納まりのいいものが非常に多い。そういう状況からみれば、どの墓地もその程度の広さを墓地の基本企画としてもっていたと仮定しても、それほど現実と乖離しないといえよう。

(2) 乳幼児棺

(1) で想定した形態及び規模が墓地の基本企画であるとして、次に、それら墓地で特徴の一つとなっている小形棺を探り上げ、検討してみよう。まず、小形棺に着目して弥生墓地を概観すると、小形棺多数が発見される墓地（A）と、小形棺が原則として含まれない墓地（B）に二分されるように見える。前者の例としては三毛ヶ池遺跡、下道山遺跡集団墓群、椎現山遺跡A地区などがあり、後者には下道山遺跡台状墓と才ノ崎遺跡がある。また、墓地（A）についていえば、それは単に小形棺を含むというのみではなく、埋葬全體に対する小形棺の占有割合は40%前後と安定している。当時の乳幼児死亡率はその程度であったとみなされているので、埋葬全體はおむね死亡年齢比をそのままを反映していると考えてもよいだろう。そうしてみると、墓地（A）は、特定集団の所属者全員を葬るべき性格のものであった可能性がきわめて高いといえる。

ところで、三毛ヶ池遺跡や下道山遺跡の集団墓群及び椎現山遺跡A地区の小形棺の空間分布をみると、特定部分に集中したり、直列して伸び広がったりという傾向顕著で、そのことから、少なくとも小形棺、すなわち乳幼児が死亡した場合は、原則として墓地のなかの一定場所に埋葬されるべし、という集団理念のあったことが分かる。その理念の存在はまた、一見無秩序に埋葬を積み重ねていったようにもみえる集団墓地にも、全体としての埋葬規範が存在していたことを推測させる。

(3) 基本秩序

大形棺の配置からみると、その規範はどのように捉えられるだろうか。すでにみたように、その並列関係に着目した場合、埋葬単位が中央 1 単位と周辺 4 単位に分かれそうな遺跡が多かった。また、椎現山遺跡 A 地区では、その中央単位に属するとみられる小形棺から鉄製「短剣」が発見され、中央単位が墓地の中心に相応しいことも推測できた。

墓穴の主軸方向という点からみれば、三毛ヶ池遺跡のようにすべて南北方向に限られる遺跡がある一方、主軸が交差する二方向の存在する遺跡も多い。後者に属する上原遺跡や椎現山遺跡 A 地区では、中央棺群と棺主軸方向を一致させるのは、周辺埋葬群のうちの一単位のみという関係にあった。全体が分かる上原遺跡を例にとれば、周辺埋葬の大多数は中心埋葬群と交差の関係にあり、その比率は 15 に対し 3 となっている。

e. 概括から想起できる墓群の構造

(1) 中心棺群

概説から、津山の弥生墓地の基本単位とその規模、基本的な埋葬秩序の様態が推定できた。長方形を呈する基本墓域のなかで捉えられる類別単位は、成人棺では中心単位と周辺 4 単位併せて 5 単位で構成されると推測できた。したがって、その墓地運営集団の性格特定のためには、中心を構成する被葬者間の相互関係を特定することが中心命題となる。しかし津山盆地の墓地で人骨が遺存した例は皆無で、副葬品もまた残されるものがほとんどないことから、被葬者の性別や社会的位置を推し量ることはあまりにも困難、というのが現実である。

一点明確なことはといえば、中心が単体あるいは一対である、という規則性は認められず、3 棺以上の並列する場合が多い、という事実である。たとえば、三毛ヶ池遺跡では 3、沼竹ノ下遺跡 3、下道山遺跡の方形台状墓では 2 と 5 以上、下道山遺跡の土壙墓群では中心と特定できないまでも 3 ないし 4 の並列単位が目にとまる。墓地遺跡全体としてみれば、中心棺群の並列構成数はランダムで、その棺形態に差異もなく相互関係は同質と考えざるを得ない。中心棺群は、その被葬者集団の中核的位置に存在した人々と考えられるので、その相互関係は兄弟（姉妹）の関係とみるのが、もっともふさわしいといえよう。

ところで、上原遺跡の大形棺は一対、椎現山遺跡もそれが一対という可能性は強いので、それについては一言付け加えておこう。いずれも小形棺がともない、小児棺を含めた中心棺群は「夫婦及びその子供」を示していると受け取られやすいからである。しかし、そう仮定した場合、上原遺跡では中央の二棺が先行して埋葬され、小形棺が追加埋葬されたと相互の位置関係から推定できるので、改葬を考えない場合親子とみると極めて不自然な死亡順位を想定せざるを得ない。大形棺のみをとりだして対の関係を主張できるといつても、その大形棺と小形棺の関係が親子関係を示すものでないすれば、それらもやはり兄弟（姉妹）関係ではないか、と想定するのがふさわしいだろう。

(2) 周辺棺群

そうすると、中心単位と周辺単位の関係は、どのように捉えればよいのだろうか。上原遺跡の場合、周辺単位全体の 4 分の 3 が中心埋葬群と棺方向が交差の関係にある。埋葬方向に特定の意味があるとした場合、中心単位と周辺単位の大多数とに埋葬規範が相違していたことになる。周辺単位埋葬群のうち 4 分の 3 を占めるは被葬者群が、埋葬集団全体の多数派であることに疑いはない。その多数派と中心被葬者が集団を異にするることはありえないでの、埋葬方向の差は出自の相違ではないといえる。比率からいっても性差という可能性もない。一般的に津山盆地の墓地遺跡では、小形棺が特定位置に集中する傾

向があるところからみて、もっともありうるべきその類別は、世代差ということになるのではなかろうか。

そうすると、もし中央棺群の伴侶が同一墓地に葬られていたとすれば、中央棺群と同一方向の周辺單位ということになるが、出自を異にする人物が同一墓地に葬られていたのかどうかということについては、疑問が残る。

(3) 想定される集団構造

こういった埋葬秩序に対応し想定できる集団構造は、兄弟関係に基づく大家族制や、血縁組織にもとづく氏族制ということになろう。

註

- 1 「三毛ヶ池遺跡」津山市埋蔵文化財発掘調査報告第48集 津山市教育委員会、1993
- 2 津山市一宮に所在する遺跡、アモウラ遺跡発掘調査委員会が1981年度に調査。弥生時代中期中葉から後葉にかけての集落で、一角に同時期の墓地が存在した。調査報告書は未刊
- 3 「京免・竹ノ下道跡」津山市埋蔵文化財発掘調査報告第11集 津山市教育委員会、1982
- 4 「才ノ崎道跡」津山市埋蔵文化財発掘調査報告第18集 津山市教育委員会 1985
- 5 河本清、中山俊紀「椎現山道跡A地区」年報「津山弥生の里」第10集 津山市教育委員会 2003
- 6 鶴船恭平「美作における弥生時代の墳墓について」「古代学研究21・22合併号」 1976
「下道山道跡緊急発掘調査概報」岡山県埋蔵文化財発掘調査報告17 岡山県教育委員会 1977
- 7 近藤義郎・春成秀爾、「岡山県津市上原遺跡」日本考古学年報19 1966
近藤義郎、「上原遺跡」「岡山県史」第18卷 考古資料 岡山県史編纂委員会 1986 山陽新聞社
- 8 「有本道跡、男戸鶴古墳、上達戸崎道跡」津山市埋蔵文化財発掘調査報告第62集 津山市教育委員会 1998
- 9 近藤義郎・春成秀爾「埴輪の起源」「考古学研究」第13卷第3号 考古学研究会 1967
- 10 河本清、「津山市丸山道跡発見の遺物」「津山市文化財年報1」津山市教育委員会 1975

図出展

- 国1 「三毛ヶ池遺跡」津山市埋蔵文化財発掘調査報告第48集 津山市教育委員会、1993
- 国2 「京免・竹ノ下道跡」津山市埋蔵文化財発掘調査報告第11集 津山市教育委員会、1982
- 国3・4 「下道山道跡緊急発掘調査概報」岡山県埋蔵文化財発掘調査報告17 岡山県教育委員会 1977
- 国5 「才ノ崎道跡」津山市埋蔵文化財発掘調査報告第18集 津山市教育委員会 1985
- 国6 近藤義郎、「上原遺跡」「岡山県史」第18卷 考古資料 岡山県史編纂委員会 1986 山陽新聞社
- 国7 河本清、中山俊紀「椎現山道跡A地区」年報「津山弥生の里」第10集 津山市教育委員会 2003

2. 続「豎穴住居と生活単位

中山後紀

a. はじめに

平成7年発行の年報「津山弥生の里」第2号で、弥生時代の「豎穴住居と生活単位」について、古代の戸籍などを参考に推測したことがある。それよりだいぶ後になって、「御野国戸籍（大宝2年）」^(注1)に目を通す機会があった。それに触発され、再度弥生家族の構成に思いを巡らしたので、その概要を報告する。

第一に、御野国戸籍残簡を通して、その特徴を拾いだし、その意味するところを考えた。第二に、そのなかから特徴的な三戸を選び出し、構成員相互関係の復元案を作図し、そこで想定される家族構造の特質を推定した。最後に、その三戸の比較から、弥生家族を想定するうえで、より参考となる構成について考えた。

b. 御野国戸籍

この種の想定をするうえで、御野国戸籍残簡が特に注目されるのは、なんといっても「姓」の種類の豊富さにある。ざっと数え上げただけでも80近くあり、記載人物間の相互関係が実に推測しやすいからである。さらに、社会通念上続き柄の自明人物には、「姓」を省略するという表記法をとるため、その点で「社会通念」が推測できるという利点もある。

以下、その御野国戸籍残簡から、拾い出された特徴と、その解釈の可能性について、列挙する。

(a) 「姓」の継承

夫婦別姓が、原則となっている。その関係でみれば、子は例外なく父系姓を継承している、と読める。こと「姓」に関しては、厳格に父系制が貫かれていた、とみてよい。

(b) 同姓婚

夫婦別姓という原則にあっても、同姓婚も多い。

しかしこの「姓」については、もともと「部民制」に由来するもので、必ずしも同姓同血族と考える必要はない。こと「姓」の継承については父系が厳格なので、この「姓」とは異なる出自の認識手段が、別に存在していた可能性がある。

「姓」とは異なる出自の認識手段が「機能」していたとすれば、「同姓婚」が多いといっても、そこに外婚規範がなかったとはいえない。

(c) 同党

同党という分類が、しばしばみられる。

「いとこ」を表すという説がある^(注2)。そう解釈した場合、そのそれぞれに姓が付されているので、クロスカズンとパラレルカズンが戸籍上も区別されていたという可能性すらある。

(d) 寄人

寄人とされるなかに、戸主妻の弟家族とみられるものが含まれる。姻族をさす分類らしい。

同一戸籍として編入されるかれらを「寄人」として類別する方法は、理念としての父系家族と「戸」の実態間に生じてくる矛盾を解消するためには、きわめて合理的な類別法といえる。

(e) 地縁

戸主姉妹の家族も、同一戸として編成されている。戸を家族そのものとみれば、父系家族の構成に、

まったく反する。

戸の編制目的は末端行政の確立にあったので、隣地居住を編戸原理とした結果であろう。ちなみにその関係から、男女別なく当時は生家周辺にとどまる傾向の強かったことが窺われる。

(f) 夫婦同居

夫婦には、戸籍上同居・別居双方の形態が存在する。

戸主間に同居例が多いとはいえ、夫婦同居が一般的ではなかったようだ。男女とも、生家に成人後もとどまる傾向が強かったことを反映しているのであろう。律令制下の、経済情勢が原因、と想像できる。

(g) 長子継承

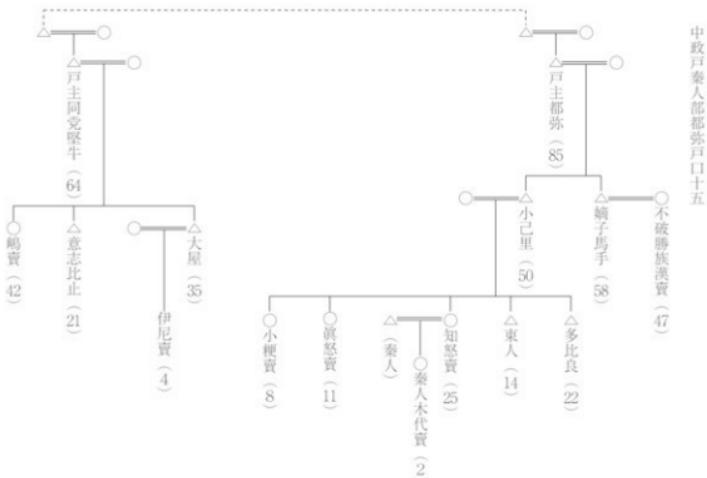
長子を、嫡子とあつかう例が多い。

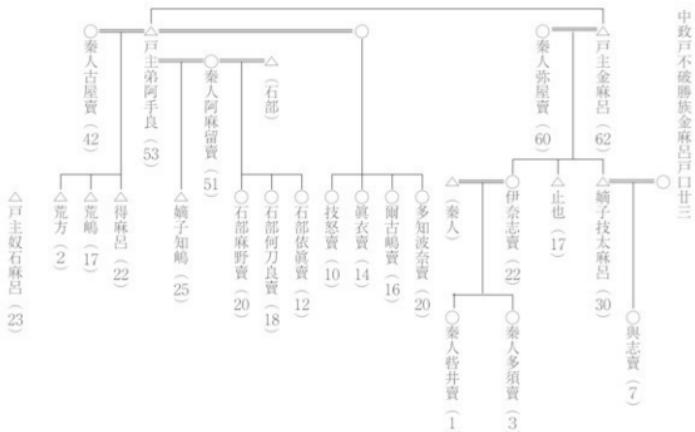
実態を表すものかどうかは、必ずしも定かでない。大化前代の氏姓制度は、主従関係を根幹とした政治関係なので、本末の関係、すなわち直系、傍系の別が家族制度に反映されるようになっていた、としても不思議ではない^(注3)。

特徴をこのように読み解くと、それらの戸が、ただちに家族の実態を反映しているとはとてもいえないまでも、そこに父系制家族の特色を色濃く読み取ることは可能である。

以下、秦人部都弥（一）、不破勝族金麻呂（二）、神人辛人（三）の三戸に絞り、作図をもとに説明しよう。

下図の秦人部都弥の戸は、嫡子馬手の妻「不破勝族漢賣」と孫娘の子「秦人木代賣」の2人以外は、同一父系成員で、構成原理は、形態上父系大家族そのものとみなすことができる。





上図の不破勝族金麻呂の戸を分解すると、

- A 戸主金麻呂、妻、嫡子技太麻呂、止也、嫡子の子
- B 戸主娘伊奈志賣とその子2人
- C 戸主弟阿手良、嫡子知鶴、妻秦人古屋賣とその子3人
- D 亡妻の娘4人
- E 戸主弟の元妻秦人阿麻留賣とその子3人
- F 戸主奴

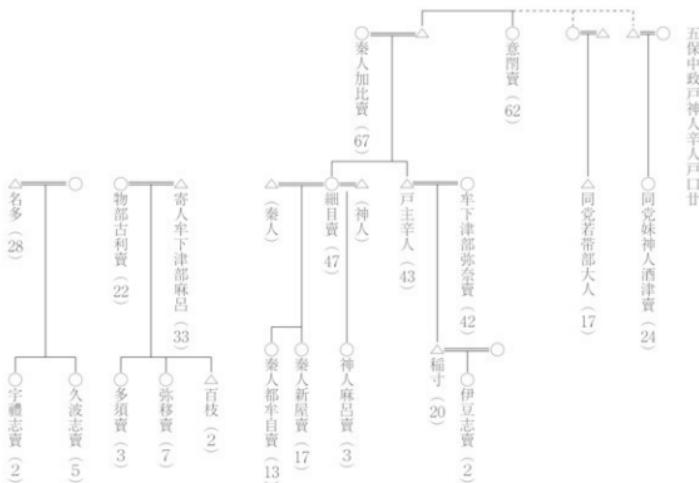
の6単位となる。A、C、Dは、戸主の妻「秦人弥屋賣」、弟の妻「秦人古屋賣」を除き、同一父系成員である。これに、弟嫡子知鶴の母であるEの「秦人阿麻留賣」家族と、Bの戸主娘伊奈志賣の娘2人が、非父系成員として加わる構成といえる。複雑なようにはみえても、父系家族に、「戸主弟の前妻家族」、婚後まもない「戸主の娘の子2人」が成員外として加わっているとみれば、基本的な構成は、都弥の戸と一致するといえよう。

ちなみに、Eの秦人阿麻留賣は、嫡子をもうけたのち戸主と離縁し石部某と再婚して子をもうけているが、子どもどもその配偶者の戸に転籍せず、旧籍に名を連ねているのは、 造籍にあたり居住実態を優先したためであろう。

次ページ上の、神人辛人の戸を分解すると、

- A 戸主と戸主の母、妻、姑、子、孫
- B 戸主の妹細目賣と子供3人
- C 寄人（戸主妻の弟？）夫婦と子供3人
- D 寄人の弟名多と子供2人
- E 同党若帶部大人
- F 同党妹神人酒津賣

の六単位となる。戸主からみれば、B、C、D、Eは、細目賣以外みな父系の成員外ということにな



る。ただし、寄人家族C、Dに限ってみれば、兄弟とその子供で構成される父系大家族の原理で構成されているといえる。年齢からみれば、寄人半下津部麻呂および名多は、その戸主の妻半下津部奈賣の弟ということになろうか。また、同党がいとこをあらわすのであれば、同党若帝部大人は戸主父親の姉妹の子供（クロスカズン）、同党妹神人酒津賣は、戸主父親の兄弟の子供（バラレルカズン）ということになる。いずれにしろこの全体構成は、類家族集團とみると極めて変則的で、擬制要素が強い戸であると推定される。

こうして3戸を比べると、一の秦人都部都の戸が、形態的には父系大家族の構成に近く、二の不破勝族金麻呂の戸は、それを基本とするが、関係の深い一部成員外者が含まれ、三の神人辛人の戸は、戸主の妻の弟家族を同一戸に編成するなど、「変則要因」を強く反映する戸籍、とみることができる。

いうまでもなく、律令制下の戸籍は、いずれも50戸1里や5保制に基づいた行政の末端組織と位置付けられるので、時代の政治、あるいは経済状況に大きく影響されたものであったことは当然である。それら「変則要因」は、また造籍上の擬制的要因に解消することが可能なものばかりである。そうすると、当時の家族本来の構成原理に近い形態は、一の都弥の戸とみて差し支えない、ということになるではないか。

律令時代の戸籍から弥生家族を推定する場合、その基準に適当といえるのは、この都弥の戸のような父系大家族ということになるだろう。

註1 竹内理三編著、「東京堂出版」上巻 昭和37年

註2 杉本一樹「戸籍制度と家族」「ウジトイエ」日本の古代11 中央公論 昭和62年

註3 有賀左衛門「家（日本の家族（改題））」日本歴史新書 昭和47年 至文堂

1. 津山城の堀

津山城の堀は城を中心に南側、西側、北側に築かれている。東側は城に隣接して南北に流れる宮川に堀の役目を負わしたため築かれていません。南側の堀は東から材木町、伏見町、京町、堺町、西側は南から二階町、元魚町、田町、北側は御北（現在の北町）に接した広大なものであった。

『勘定奉行日記』天保2年（1831）4月23日の条に、「京橋南北之渡り拾四間」という記述がある。当時の一間は約197cmであるから、今の数値に換算すると、堀幅は27m強ということになる。現在、これらの堀は埋め立てられ、三面コンクリートの水路が部分的に残っているだけ往時の姿を留めている箇所はどこにもない。

堀そのものではないが、唯一面影を偲ばせる箇所がある。それは津山市指定文化財の「津山城外濠跡」である。昭和31年7月4日の指定で、最初に市指定になったものの一つである。その場所は津山高校同窓会館一帯に残存する石垣及び土塁部分である。

在城期は大手である京橋を渡りきって広義の城内に入ったすぐ西側部分、すなわち、堀の北側主手にあたる箇所である。「外濠跡」という名称になっているが、濠跡を示すものは何もなく、指定名称を参考した方がいいようにも思われる。

それはさて置き、ここでは指定名称に採用されている「外濠（堀）」（以下、堀と記す）について触ることにする。

基本的に城郭の堀は石垣に沿う例が多く、その堀が内堀と呼ばれている。しかし、津山城の場合は石垣と堀との間に藩の重臣たちの広大な屋敷等が並んでいるため、石垣と堀との距離が大きく隔たっている。この堀の位置関係は他の多くの城郭例と比較した場合、外堀にあたるものである。外堀とするからには、当然、内堀の存在が前提とならなければならない。

そこで、この内堀に薬研堀と腰堀を当てる考え方方が古くからあるようである。しかし、これらの堀は、嘉吉年間（1441～43）に山名氏が築いたということ伝えがあること、連続した堀としての防衛上の機能を有していないことからこの考え方には賛同できない。従って、津山城の堀は内堀と呼称するのが正しいと考えられる。

次に、視野をもう少し上空に取ると、城下町西部の宮脇町と西町の間を南流する蘭田川がある。この川は、小田中から田町に入り直角に西に折れ、さらに南に直角に折れ吉井川に注ぐというものである。直角に流路をとるということは自然状態では考えられず、城下町形成にあたって意

図的に計画されたものであ



第1図 津山城下町図

ることが分かる。

これは蘭田川東岸の宮脇町に西の大番所がおかれたこと、さらに西側一帯の西寺町には数多くの寺院が配されたことからも理解されるように、蘭田川を防衛線とした城下西部の防御施策の一環であった。一方、城下東の大番所は宮川西岸の材木町におかれた。やはり、宮川を防衛線として意識したものである。南の防衛線は当然、吉井川である。この蘭田川、宮川、吉井川がまさに津山城の外堀に相当するものである。東側の宮川だけが内堀と外堀を兼ねていることから、形式上は一重の堀という形になっている。しかし、川幅が広いことから二重の堀の機能は十二分に果たしていると言えよう。

第1図（『森家先代実録』付図、『津山城』資料編より）の絵図が以上のことと如実に物語ってくれている。なお、北側には出雲街道のような主要街道がないためか、防衛線となるような川なり堀は見当たらない。

b. 津山城の門

津山城の内堀内部の土塁線上には門が6箇所あった。南側の宮川（旭）門、京橋門、西側の二階町門、田町門、作事門、北側の北門である。これらの門の内、京橋門と二階町門はいわゆる枠形構造になっており、堀を渡りきってから直角に折れた位置に築かれている。

門に通じる橋は大手筋である京橋が木製である他は全て土橋である。ちなみに、京橋の幅は前述の『勘定奉行日記』によると「巾武丈四尺」とあり、約7.3 mということになる。北門から東、宮川までの堀が空堀である他は全て水堀である。

これらの門の中で、発掘調査が行われ位置関係など当時の様子が窺えるものは北門だけである。以下、北門について記すことにする。

c. 津山城の北門

発掘調査は都市計画道路新錦橋・押入線、現在の城北通りの建設に伴い実施された。調査は岡山県教育委員会により、平成元年11月15・16日の両日と平成2年1月23日～1月31日にかけて行われた²¹⁾。調査は限られたトレンチ調査ではあったが、堀を南北に横断する土橋及び堀の概要を把握することができた。土橋西側の基礎部分は石積みで、長さ5 m、高さ約1.2 mの範囲にわたって残存しているを確認した。石積みは比較的扁平で小ぶりな石を小口積みにしたもので、石垣の石積みとは全く異なる（第2図）。

石積みより上位は土盛りである。土層の断面観察から、南の城内側から北に向って造成されていることが確認された。土橋の東は空堀、西は水堀である。両者の底面の高低差は約2 mで、西の水掘りのほうが深いことも判明した。

また、土橋を渡り城内に入ったあたりで石段2列と円礫が集中する箇所が検出された。石段の高低差は14 cmで、間隔は約1 mである（第3図）。

絵図によると、この場所はちょうど櫓門である北



第2図 北門土橋基礎の石積み



第3図 北門南側下位の石段

門が位置していた場所にあたる。このことから、円礎の集中箇所は北門の北東コーナー礎石の抜き取り跡にあたるものと考えられる。

北門の南側上位には、第4図古写真（「津山城」資料編より）にも見られるように石段が続いていた。この石段は各種の絵図にも描かれているものであり、北門は侍の屋敷地よりレベル的にかなり低い位置にあったことが分かる。

余談ではあるが、石段の後ろに写っている2本の樅の木は、枯渴寸前の状況ではあるものの現在も延命している。また、写真右端にシユロ竹が写っているが、田町の武家屋敷などには一軒の屋敷内に必ず一本以上は植えられていたという。



第4図 北門があつた場所（明治23年撮影）

註

柳原 昭彦「津山城外縁跡」「岡山県埋蔵文化財報告20」岡山県教育委員会1990

小松原基弘「津山城外縁跡」「岡山県埋蔵文化財報告21」岡山県教育委員会1991

4. 津山松平藩の御用所について—寛政期以前—

乾 貴子

a. はじめに

津山松平藩では、御用所が領国支配において重要な権限を持っていたことが知られている。毎月定日の御用日に家老・年寄・大目付や勘定・町奉行・郡代ら主だった役職者らが津山城本丸内に置かれた御用所に集まり、諸事を「協議」したとされている^{※1}。『町奉行日記』によると、町奉行は御用所へ案件を持ち込んで差図を請けている^{※2}。また、『勘定奉行日記』の内容からは、勘定奉行は大目付へ伺い、内容によってはさらに大目付から御用所御用番へ伝達していることがわかる^{※3}。この町奉行、勘定奉行および郡代の三奉行は御用所の支配下にあったとされている^{※4}。

御用所はいわゆる「重臣」で構成された藩政の枢要を掌る役所であるが、その組織についてはあまり明らかではない。ただ、藩主康哉による藩政改革では、明和八年（1711）から行政組織の整備が行われているが、門閥により固定化した御用所の現状が儒者らの批判の対象となり、その改革が課題となつたことが指摘されている^{※5}。しかし、これは御用所では月番御家老・御用番御年寄・御用番大目付の三者が執務し、「御用席」と呼ばれたとする旧藩士の著述に基づく見解である^{※6}。この三者とする論拠となった「懐旧隨筆」の著者の平井真澄は幕末に御近習勤にあったが、同著は明治四十二年（1910）に上梓、旧藩士によって明治期に編纂された雑誌『津山温知会誌』に掲載されたものである^{※7}。幕末における御用所の体制について傍証するものではあるが、二次史料にすぎない。

そこで、本稿では年頭の拝謁儀礼に関する記事に散見される「御用所」に着目し、家臣團内部における身分編成上の位置付けとその語の示す内容について考察を試みたい。なお、その考察の前に、御用所が置かれた場所について、本丸御殿指図だけでなく文献史料も加えて検討する。時期は藩政改革を進めた藩主康哉の代までにあたる十八世紀末の寛政期頃までを対象とする。

b. 御用所の場所について

諸役所の御用日記によると、御用所は本丸御殿内で移転していることわかる。まず、「國元日記」延享三年（1746）十一月に「七間廊下古御用所只今勘定奉行役所ニ相成候間右段橋之下メ往来無之様御座敷奉行ヘ可相達旨大目付中奥目付江申達之」という記事が見える^{※8}。延享三年に御用所が七間廊下からどこかへ移し、その跡地に勘定奉行役所を置いていることがわかる。なお、この頃から『國元日記』において「御用所之面々」という呼称を散見するようになる^{※9}。

さらに四十年後の天明六年（1786）二月に普請を行っている。『町奉行日記』によると、「御用所御普請ニ付柳ノ間でい引間御用所ニ相成ル大目付所山吹ノ間御右筆所焚火之間今日所替り候」とある^{※10}。普請の間は暫定的に御用所を小書院柳之間と泥引之間とし、大目付役所を山吹之間、御祐筆役所を焚火之間としたものと考えられる。

その後、文化三年（1806）十一月には、「當時御用所建物不残書役所迄取扱江戸御普請御入用之場へ取向跡如初御土蔵取斗可申候御用所者薄之間西之方同所大目付役所其外書役所坊主部屋等先年之通何相等候」となっている^{※11}。すなわち、小書院北の御用所以下の諸役所を「取扱」、「江戸御普請入用」に充て、跡地には土蔵を再建し、御用所は奥御殿の薄之間西方へ移すように命じている。域内に土蔵の存在が確

認できるのは小書院の北の二ヶ所だけなので、再建された土蔵は芥子之間御庭の土蔵と考えられる¹²。

なお、すでに寛政元年（1789）十二月には土蔵の撤去が決定し、「芥子之間御庭御土蔵ニ有之候御具類不残栗積櫓江移替ニ相成候間勝手次第御土蔵取崩候様」、作事方へ命じている¹³。つまり、文化三年（1808）に御用所が薄之間西方へ移転する直前は、同役所は小書院北の土蔵跡地にあったことがわかる。翌文化四年三月には「古御用所取崩今日取懸候間吉田文左衛門届有之其段大目付江相達之」とあり、取り壊しを実際に開始している¹⁴。すると、延享三年の移転から文化三年に奥御殿の「薄之間西之方」へ移されるまでの約六十年間、御用所をはじめ大目付役所、御祐筆役所などの役所が小書院の北にあったとも考えられる。

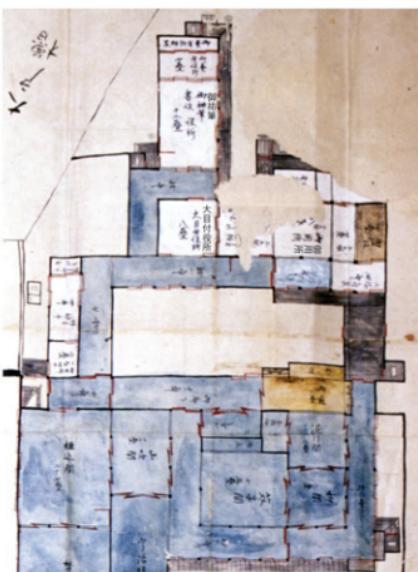
そこで、この御用所の変遷を絵図でたどってみることにする。本丸御殿指図の内、文化五年成立の『御城御座敷向懸絵図』と文化七年成立の『津山城之図』は、藩の作事所作成の絵図である。文化六年火災前後の御殿構造の変化を伝え、史料としての信憑性は高い¹⁵。

この文化五年の『御城御座敷向懸絵図』によると、文化三年に御用所が移された御殿奥向きの該当箇所には、特に座敷の名称のない疊数のみを示す部屋が集まり、御用所以下の諸役所の名称などは書き込まれていない。また、小書院北には建物は描かれていない。文化四年に「古御用所」の「取崩」に着手しているためなのかもしれない。

一方、再建後に成立した文化七年の『津山城之図』では、御殿奥向きに諸役所が集められているが、そこに御用所が見える。この御用所と諸役所の場所は、文化三年の移転に関する記事と一致している。小書院は再建されなかつたが、その跡地に「御休息所」が出来ている。御用所の移転と同時に再建が命じられたはずの土蔵については、同絵図から知ることができない。

史料から判明した文化三年から四年における本丸御殿の改造の動きは、両絵図から大体読み取ることはできるものの、「薄之間西之方」への御用所の移転や土蔵の再建など、明確に知ることができない部分もある。ただし、文化五年成立の『御城御座敷向懸絵図』によると、小書院西側廊下の北の突き当たりにあって、構造上必要とは思われない戸が取り付けられている。戸のところから小書院から北へ廊下が伸び、御用所の建物を小書院と結んでいた痕跡と考えることが可能かもしれない。

なお、成立について未詳とされる『津山城本丸御殿絵図』には、小書院の北側に御用所、大目付役所、御祐筆役所が入った建物が描かれている¹⁶。【図1】この点は延享三年から文化三年までの約



第1図『津山城本丸御殿絵図』（小書院及びその北側部分）

六十年間における時期の日記類の記事と合致している。同図については、粗雑な描き方などから信憑性について疑問が残るもの、文化五年を測る古い時期の特徴を捉えている点が指摘されている^{註17}。

c. 御用所の構成について

『国元日記』以下の諸役所の御用日記において、「御用所之面々」、「御座之間之面々」、「芥子之間之面々」、「檜之間之面々」などの呼称を散見する。年頭の記事ではよく用いられる呼び方で、御用所や御座之間、芥子之間などに着座した御家老・御年寄らを指している。ただし、『国元日記』では、寛政四年（1792）頃から「芥子之間之面々」という呼び方は用いられなくなり、代わって「檜之間之面々」という呼称が新たに見られるようになる。

松平氏が津山藩に入封するのは元禄十一年（1698）だが、『国元日記』で年頭の記録が確認できるのは同十三年以降、御家老・御年寄らが奥御殿の御座之間と表御殿小書院の芥子之間とに別かれて年頭の拝謁を行っている記事を初見するのは同十六年である^{註18}。これらの座敷の位置関係は第2図の通りになっている。宝永六年（1709）年頭に芥子之間で行われた御礼次第については、着座した者の名を列記した後に「右御年寄之六人江御盃御熨斗鮑被下返盃無之」と記している。御座之間では御家老、芥子之間では御年寄が着座拝謁したものと考えられる。

享保三年（1718）の年頭になると、藩主出府中には有役・無役別の出仕が見られ、「御家老御年寄登城御用所着座御奏者番大目付詰所ニ着座無役御家老御年寄之面々芥子之間縁頬ニ着座」と記し、御用所へ御家老御年寄、芥子之間縁頬へ無役御家老・御年寄が着座している^{註19}。翌享保四年の年頭では、「於御座之間御家老始返盃有之面々」が拝謁した後、藩主が芥子之間へ出座し、「有役無役之御年寄之面々」が拝謁している^{註20}。また、同六年の年頭では、「於御座之間御家老御年寄返盃有之面々」が御札を渡ませた後、藩主が「芥子之間江御出座」し、「返盃無之御年寄之面々」の拝謁が行われている^{註21}。享保期頃の年頭では、藩主が出府中であれば有役御家老御年寄が御用所へ、無役御家老御年寄は芥子之間縁座敷へ出仕し、藩主が在国であれば御家老・御年寄は御座之間着座と芥子之間着座に分れ、藩主からの返盃の有無の別という身分の違いに基づいて拝謁が行われたと考えられる。

享保六年に藩主官富没となるが、それ以降寛保二年（1742）に藩主長孝が国入りするまでの約二十年間は国元で御目見は行われていない^{註22}。翌寛保三年に藩主が在国するなかで行われた年頭の拝謁では、「御用所并芥子之間面々御座之間並芥子之間ニおみて夫々前格之通御礼申上之」と記す^{註23}。「御座之間之面々」ではなく、「御用所」と呼んでいることがわかる。

藩主康哉の代になると、「御用所」あるいは「御用所之面々」などの呼び方はよく用いられている。例えば、藩主出府中の安永九年（1779）の年頭では、「御用席之面々」という呼称が見られる^{註24}。藩



第2図 津山城本丸御殿全体構成（文化6年火災前）

主出府中の場合に、有役御家老御年寄が御用所へ出仕していることにちなんだ呼び方ではないだろうか。この年は御用所へ「当職之面々」、芥子之間縁類を芥子之間に改めて「御年寄格以上無役之面々」が着座している。「御座之間之面々」は御家老のことであるが、「御用席之面々」や「当職之面々」は有役御家老・御年寄を指す呼称であると考えられる²²⁵。

なお、同年は芥子之間縁座敷でなく芥子之間に「御年寄格以上無役之面々」が出仕している。ただ、「芥子之間之面々」とは藩主と芥子之間に着座して藩主に年頭の御目見をした者を指し、出府中の安永九年に芥子之間に着座した「御年寄以上無役之面々」は「芥子之間之面々」ではないと考えられる。

藩主在国中の年頭に有役・無役別の拝謁が行われていなかったことは、この間に御座之間と芥子之間拝謁の面々に変化がなかったことからも裏付けることができる。日記には必ずしも着座した者の名を記録していないという制約があるが、御座之間拝謁については、寛延二年（1749）以降は天明七年（1787）までの三十六年間、水見・安藤・大熊・佐久間・山田・本多で占められるようになっている。一方、芥子之間拝謁については、明和六年（1769）以降は天明七年（1787）までの十八年間、伊達・小須賀・下村・大橋・佐々木・佐々木は安永四年（1775）から渡部、天明五年（1785）から三原・村上に入れ代わっている－が芥子之間拝謁の家として定着している²²⁶（表1参照）。

十八世紀半ばの宝曆・明和頃から、代々御座之間にて着座拝謁した家、これを言いかえるなら御家老家、それと代々芥子之間にて着座拝謁の御年寄家が成立していた様子がうかがえる。このことは、御家老嫡子の格式は御家老格とする規定も見られる同藩では、当然のことながら御家老・御年寄以上の家格の変動は少なかったことを示している²²⁷。

これに対し、有役・無役の別で出仕が行われた藩主出府中については、例えば、安永六年（1776）の年頭では、御家老永見造酒助・御年寄伊達与兵衛と大熊勘解由（不参となっている）・山田衛守（不参）を御用所着座とし、佐久間上総・安藤要人・本多左門と大橋十太夫・渡部惣右衛門を芥子之間縁座敷着座としている²²⁸。御家老の家筋である佐久間・安藤が芥子之間縁座敷へ着座する一方、御家老永見と御年寄伊達とが御用所に着座している²²⁹。年頭に御用所へ出仕したのは、「御座之間之面々」ではないことは明らかである。

藩主康哉が在国した翌天明元年（1781）に行われた年頭の拝謁は、「御座之間并芥子之間ニおみて御家老御年寄有役無役之面々迄前格之通夫々御礼有之」と記す²³⁰。すでに享保期には藩主が出府中の年頭で有役・無役別の出仕が行われていたが、天明元年には「有役無役之面々」が登城するものの、相変わらず「前格之通」の着座拝謁が行われたものと考えられる。なお、翌天明二年の年頭は、安永九年における藩主出府中の年頭を先例とせず、御用所へ「御家老御年寄」、芥子之間縁座敷へ「無役御家老御年寄」が着座している²³¹。

こうした拝謁作法の変更は安永から天明期において多々見られる。例えば、安永二年は御座之間及び芥子之間での拝謁後、「御家老當職」が「芥子之間御縁座敷藤之間」へ出席し、「御家老格御年寄」が山吹之間へ出席、宇治橋之間へ三奉行と大目付が「相詰」、「武百疋ツ、」または「百疋ツ、」の「御目録」が下されている。また、安永四年以降、芥子之間での拝謁において、藩主は柳之間へ出座するように変化し、天明七年までこの形態が踏襲されている²³²。

天明八年（1788）から寛政三年（1791）の『国元日記』は残っていないので、この三年間の変遷はわからない。翌寛政四、五年の年頭については詳細な記録がある。寛政四年の年頭の様相は『国元日記』に次のように記す。この時、出府中の藩主康哉は翌五年に帰国し、翌六年八月に死去している。

表1 朝鮮之間及び芥子之間での對訳

	安樂・永見 俗語・諺語	佐久間 俗語	山田 大槻	本多 大槻	源義 大槻	佐々木 伊賀	今瀬重 大槻	下村 源義	村上 三葉	黒田 入江	伊藤 加賀	海老澤 小次	園 相會
元禄十六年 (1733)	★猪・鹿・兔 太田衛門 臣	—	★六左衛門 主水	★右近 主水	★鳴左衛門 公兵衛	★刀刃 一平	三十十九 丈	—	—	公卿人	—	公卿八郎	—
宝永二年 (1705)	★宮・本多左 衛門・稻舟	—	★六左衛門 主水	★左門 主水	★鳴左衛門 公兵衛	—	三十十九 丈	—	—	公卿人	—	公卿五郎	—
宝永四年 (1707)	★猪・鹿・兔 太田衛門	—	★六左衛門 主水	★左門 主水	★鳴左衛門 公兵衛	—	—	—	—	公卿人	—	公卿八郎	—
宝永五年 (1708)	★猪・鹿・兔 太田・源人 ★上計	★上計	★上計 主水	★右近 主水	★左門 主水	★刀刃 一平	三十十九 丈	—	—	公卿人	—	公卿八郎	—
正徳三年 (1713)	龍門・猪助由 ・主計	★上計 主水	★右近 主水	★左門 主水	★刀刃 一平	門	三十十九 丈	—	—	公卿人	—	公卿五郎	—
正徳五年 (1715)	★猪・鹿・兔 王野・源人 ★上計	★上計 主水	★右近 主水	★左門 主水	★刀刃 一平	門	三十十九 丈	—	—	公卿人	—	公卿五郎	合孫助 公文右衛門
享和二年 (1717)	★猪・鹿・兔 王野・源人 ★上計	★上計 主水	★右近 主水	★左門 主水	★刀刃 一平	門	三十十九 丈	—	—	公卿人	—	公卿五郎	合孫助 公文右衛門
寶暦二年 (1742)	★猪・鹿・兔 太田・稻舟	★長石園 門・主計	★上計 主水	★右近 主水	★左門 主水	★刀刃 一平	三十十九 丈	—	—	公卿人	—	公卿五郎	合孫助 公文右衛門
寶暦四年 (1751)	★猪・鹿・兔 太田・稻舟	★長石園 門・主計	★上計 主水	★右近 主水	★左門 主水	★刀刃 一平	三十十九 丈	—	—	公卿人	—	公卿五郎	合孫助 公文右衛門
宝應五年 (1755)	★猪・鹿・兔 太田・稻舟	★長石園 門・主計	★上計 主水	★右近 主水	★左門 主水	★刀刃 一平	三十十九 丈	—	—	公卿人	—	公卿五郎	合孫助 公文右衛門
明和六年 (1769)	★猪・鹿・兔 太田	★上計 主水	★右近 主水	★左門 主水	★刀刃 一平	門	三十十九 丈	—	—	公卿人	—	公卿五郎	合孫助 公文右衛門
昭和八年 (1771)	★猪・鹿・兔 太田	★上計 主水	★右近 主水	★左門 主水	★刀刃 一平	門	三十十九 丈	—	—	公卿人	—	公卿五郎	合孫助 公文右衛門
宝永二年 (1755)	★猪・鹿・兔 太田	★上計 主水	★右近 主水	★左門 主水	★刀刃 一平	門	三十十九 丈	—	—	公卿人	—	公卿五郎	合孫助 公文右衛門
宝永四年 (1757)	★猪・鹿・兔 太田	★上計 主水	★右近 主水	★左門 主水	★刀刃 一平	門	三十十九 丈	—	—	公卿人	—	公卿五郎	合孫助 公文右衛門
宝永八年 (1761)	★猪・鹿・兔 太田	★上計 主水	★右近 主水	★左門 主水	★刀刃 一平	門	三十十九 丈	—	—	公卿人	—	公卿五郎	合孫助 公文右衛門
天保五年 (1785)	★猪・鹿・兔 太田・水見義 武田忠	★上計 主水	★右近 主水	★左門 主水	★刀刃 一平	門	三十十九 丈	—	—	公卿人	—	公卿五郎	合孫助 公文右衛門
天保七年 (1787)	★猪・鹿・兔 太田	★上計 主水	★右近 主水	★左門 主水	★刀刃 一平	門	三十十九 丈	—	—	公卿人	—	公卿五郎	合孫助 公文右衛門

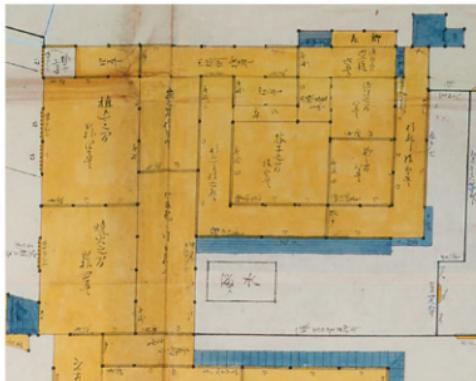
<註>★は頭脳之間對訳、☆は芥子之間を示す。病氣不參、江戸語の者も含む。

<寛政四年正月朔日条>

一御用所江御奏者番出席月番御家老謁之於東武上々様益御機嫌能可被御超歲奉恐懼候之旨上シ平伏シ申述之御奏者番東武江可申上之旨及挨拶退座夫~~ニ~~非番御家老御年寄迄一同南側ニ列座月番御家老江謁前文之通御祝儀申上夫~~ニ~~畢而御奏者番~~ニ~~大目付迄一同所罷出月番御家老謁〔虫損〕御祝義申上前文之通相清單而三奉行一同所江罷出右同斷謁有之
一畢而月番御家老之間江出席東之方〔虫損〕内西向ニ着座此節非番之御家老御年寄同御間南側北向ニ列居御奏者番大目付御使番中奥目付等宇治橋之間ニ出席檜之間之面々其列之一同芥子之間通りを出柳之間御敷居内壇暨目西向ニ着座上シ平伏月番御家老江謁之御祝義申振合前段之通ニ而退座直ニ芥子之間南之方上壇暨目~~ニ~~順々列居畢而御用番始御年寄迄芥子之間北之方江順々列居自分挨拶双方有之畢而檜之間之面々退座畢而松之間上御敷居際壇暨目江西を上座ニ御家老御年寄順々列座并御奏者番大目付御使番中奥目付出席御奏者番格~~ニ~~大目付格迄松之間下~~ニ~~四暨目~~ニ~~西を上座ニ一同列居於東武 上々様益御機嫌能可被御超歲奉恐懼奉存候旨一同上シ平伏上座之者申述之畢而月番御家老手を臨江突御同意恐懼存候何茂出仕候段可及言上旨挨拶此時亦一同上之平伏下座~~ニ~~退去(下略)

御用所において月番御家老より御奏者番へ東武への年賀を申述べた後、月番御家老は表御殿小書院柳之間へ出席し、非番御家老御年寄、御奏者番以下大目付迄、三奉行の順で謁見していることがわかる。場所は第3図の通りとなっている。なお、大書院における御奏者格以下の参賀儀礼でも、月番御家老による謁見に非番御家老、御年寄および御奏者番・大目付・中奥目付が列座している。月番御家老による謁見が行われ、非番御家老、御年寄と御奏者番・大目付・中奥目付が待座している点に従来の年頭にはない特色が見られる。

さて、月番御家老が三奉行を謁見した後、月番御家老、非番御家老御年寄、御奏者番・大目付・御使番・中奥目付が柳之間へ列座し、「檜之間之面々」が芥子之間通りより同間敷居内壇暨目へ進み出て西向に着座し、東向に出席している月番御家老に謁見し、平伏して前段の通り御祝儀を申している。その



第3図表御殿小書院部分（『御城御座敷向懸絵図』より）

後、「檜之間之面々」は芥子之間南の方へ退座、御用番以下御年寄迄が同間北の方へ列居している。月番御家老による謁見後、「檜之間之面々」と当職及び非番御家老御年寄と同じ座敷に着座し直し、双方の間で挨拶が行われている。

なお、「檜之間之面々」についてだが、翌年正月七日に行われた若菜御祝儀（五節句の一つ、人日）の記事によると、「御用所檜之間之面々并御奏者番大番頭大目付町奉行勘定奉行郡代」が登城しているが、この席次について次のように記している^{〔注3〕}。

一、御礼席左之通

宮嶋之間一列之罷出御礼	有役御用人以上
	御奏者番
當時本役無之	大番頭
宮嶋之間北縁座敷	大目付
一列々罷出御礼	町奉行
	勘定奉行
	郡代
宮嶋之間独礼御奏者名披露	無役御用人以上

「宮嶋之間」は御殿奥向の座敷である。「御用人以上」には御家老・御年寄が該当する。登城した「御用所之面々」とは「有役御用人以上」であり、「檜之間之面々」は「無役御用人以上」を指しているものと考えられる。拝謁を終えた直後に御家老と御年寄とが互いに挨拶を行う儀礼は古く正徳二年(1713)に見られ、「老中芥子之間江出席双方年始之御祝辞相伸」と記す^{〔注3〕}。ただし、その後はこの作法はなくなっている。正徳の頃とは違って、寛政四年の場合は有役御家老・御年寄と無役御家老・御年寄の間で年頭の挨拶が行われている。

翌寛政五年に行われた年頭について、『国元日記』は次の通り記す。

＜寛政五年正月元日条＞

一辰中刻泥引之間御上段江御出座御先立供奉等例之通左之面々柳之間左之御疊目ニ而独礼着座免之吸物并御盃被下之返盃有之

柳之間下団二疊目ニ而独礼

永見造酒助

安藤丹後

山田主膳

小須賀一学

柳之間下団一疊目ニ而独礼

＜同二日条＞

一辰中刻泥引之間御上段江御出座御先立供奉等例之通檜之間左之御疊目ニ而独礼着座御引渡差出之御盃被下返盃有之

柳之間下団二疊目ニ而独礼

佐久間兵右衛門

永見兵衛

<同三日条>

一於泥引之間御用人以上隠居之御礼可被為請之処安藤首庵當病不參ニ付御出座無之
一已上刻紫陽花之間江御出座於松之間番外以下小從人組迄之十五歳以下之面々群居御禮御奏者何茂年
頭之御祝儀申上候段披露之

(中略)

一申之上刻泥引之間江御出座御先立供奉等例之通御家老御年寄左之面々柳之間東御江着座御引渡差出
之上座団三人目迄御盃被下之夫より御通り之御盃ニ面頂戴之

永見造酒助

安藤丹後

山田主膳

佐久間兵右衛門

小須賀一學

不參 大橋十太夫

一御諸代御奏者格団組付十五歳以下〔虫損〕左之面々芥子之間南御縁側団字治橋之間江〔虫損〕ケ〔虫損〕列座御通り之御盃剤〔虫損〕被下之（下略）

御家老・御年寄らは柳之間で着座拝謁し、その登城は三ヶ日に及んでいる。柳之間での拝謁はすでに天明三年の年頭から行われているが、寛政五年になると藩主が泥引之間御上段へ出席している点はそれまでと違う。御家老・御年寄らが拝謁する際、上段に藩主が出席しているのも異例である。また、柳之間で行われた元日の拝謁では、小須賀一學は永見造酒助・安藤丹後・山田主膳らより壇豊目下に着座し、二日の拝謁では本多左門は佐久間兵右衛門・永見兵衛より壇豊目上に着座している。一豊下に着座した小須賀は御年寄家の「芥子之間之面々」、一豊上に着座した本多は御家老家である。寛政五年に御年寄家の小須賀が御家老家らとともに拝謁する一方、御家老家の佐久間兵右衛門・永見兵衛・本多左門の三名を「檜之間詰」と新たに唱え、元日の登城から外して二日を登城日とし、柳之間にて着座拝謁するよう改めている。

寛政四年頃から「芥子之間之面々」という呼称が見られなくなる背景として、年頭の拝謁で御家老・御年寄らの着座場所として芥子之間が用いられなくなったことが考えられる。ただ、芥子之間での拝謁が柳之間拝謁に変わったのは、寛政四年より十年ほど遡る天明二年である。すると、芥子之間拝謁がなくなったことよりも、むしろ寛政四、五年頃に御家老家のうち無役の佐久間兵右衛門・永見兵衛、本多左門らを「檜之間詰」と称し、彼らの登城日は二日とし、元日の御家老・御年寄の登城とは分離したことが直接的な要因と考えられるのではないだろうか。ここで、御家老家で無役の者については新たに「檜之間詰」と位置付け、御家老家・御年寄家別の拝謁をやめ、有役・無役別の登城と職制上の格式を重視した式次第に刷新されている。年頭における拝謁儀礼の作法の転換を通して、家臣全体に職制に基づく身分秩序の浸透が図られたものと考えられる。

d. おわりに

元禄十一年（1698）の松平氏の津山藩入国から間もない享保期（1716-1735）頃の年頭では、御家老

と御年寄の身分差には藩主からの返盃の有無の違いがあり、それは「御座之間之面々」と「芥子之間之面々」の呼称にも表わされていた。天明三年（1783）には芥子之間での拌謁の際に藩主が柳之間へ出席するように改められるなど、この時期には拌謁形態の変更が目立つようになる。しかし、依然として御家老家と御年寄家がそれぞれ年頭に藩主に拌謁する形態には基本的に変化はなかった。その転換が図られるのは寛政四、五年（1792-93）頃で、年頭における有役・無役別の拌謁の成立とともに、御家老家のうち無役の者を指して「槍之間詰」と称すようになると同時に、無役の者も含む御年寄家を指す「芥子之間之面々」の呼称も見られなくなっている。「御用所之面々」とは有役御用人以上、すなわち有役の御家老・御年寄を指すと考えられるが、寛政四、五年頃を画期として、年頭の拌謁儀礼は有役・無役別の登城と表御殿を中心とする拌謁に転換し、文化三年には御用所とともに諸役所を表御殿の北方から御殿奥に向へ移し、その周辺に諸役所を集中させている。行政組織の整備と平行して進められ、寛政期に顕著になった拌謁儀礼の整備が御殿構造の変化をもたらしている。

註

- (1) 「津山郷土博物館紀要第五号 津山松平藩町奉行日記二」平成五年
- (2) 「津山郷土博物館紀要第四号 津山松平藩町奉行日記一」平成四年
- (3) 「勘定奉行日記」によると、作事方からの勘定奉行への注進を例にあげると、内容により勘定奉行は大目付へ向い、さらには大目付の判断で御用所御用番へ裁許を求めていた。
- (4) 「津山市史」第四巻近世Ⅱ、第四章「村と農政」
- (5) 「津山市史」第四巻近世Ⅱ、第五章「藩政改革」
- (6) 前掲、注(5)参照
- (7) 「備田隨筆」（津山温知会誌）第四編所収
- (8) 「国元日記」延享三年十一月八日条。以下、「国元日記」、「勘定奉行日記」、「町奉行日記」等の史料の題名は、「愛山文庫目録」の分類による。なお、「国元日記」は文化六年（1809）の本丸火災で焼失した直後に同藩が編纂したものである。そのためか、初期の記事では月日ののみの略記も多く見られる。
- (9) 「国元日記」寛保三年正月元日条
- (10) 「町奉行日記」天明六年二月廿八日条
- (11) 「勘定奉行日記」文化三年十一月十八日条
- (12) 土蔵が描かれた絵図として、城郭図では「津山絵図」、「津山御城絵図」、「美作国津山城焼失付普請向絵図」、指図図では「津山城本丸御殿絵図」、「美作国津山城本丸屋形之図」があげられる。いずれの絵図でも、小書院の北側に位置する場所に土蔵が描かれている。絵図は「津山城資料編」（津山市教育委員会、二〇〇〇年）に掲載されている。
- (13) 「国元日記」寛政元年十二月十八日条
- (14) 「勘定奉行日記」文化四年三月八日条
- (15) 「津山城資料編」四十五頁、五十五頁、「津山城資料編解説」（津山市教育委員会、二〇〇二年）参照
- (16) 「津山城資料編」三十九頁参照
- (17) 「津山城資料編解説」参照、「史跡津山城跡備中櫓整備基本計画書」（津山市教育委員会、平成十二年）第五章「建造物の復元考察」で、同図に描く櫓中櫓の二階上り口階段の位置は、建物桁行の中央より西寄りにずれているが、正保絵図（「美作国津山城絵図」）に描かれている同櫓の外観も同じく西側へずれているように見えることが指摘されている。
- (18) 「国元日記」元禄十六年正月元日条
- (19) 「国元日記」享保三年正月元日条
- (20) 「国元日記」享保四年正月元日条
- (21) 「国元日記」享保六年正月元日条
- (22) 寛保二年五月に城着している。「国元日記」寛保二年五月十八日条参照
- (23) 「国元日記」寛保三年正月元日条
- (24) 「国元日記」安永九年正月元日条
- (25) 「勘定奉行日記」によると、安永頃から年頭に「御用所」による御乗者番以下への面謁が表御殿において行われるようになっている。また、「御用所」と同義の呼び方として、「御用所之面々」、「御用所之御衆中」、「御用席之御衆中」、「御家老中」などが見られる。勘定奉行から「御用番」への伺いを立てことがあるが、「御用所へ相伺」（寛政六年四月廿三日条）という記述の仕方も見られる。これらの記載によると、「御用所之面々」は御

用所で沙汰を行ったと見られる御用番などを指していると考えられる。御用番には御年寄が就いているが、「御用佛之御衆中（永見）造酒助殿（山田）衛守（小須賀）一学齋」（安永八年八月明日条）という記事があり、御家老の永見や山田も含まれていることがわかる。また、「御用所之面々」については「当役月番」（文化三年三月十八日条）という表記もある。「当役」すなわち当役御家老と「月番」の御用番御年寄を「御用所」と呼んでいるように解釈すると、これらの通称の指す内容が理解しやすいのではないだろうか。

- (26) 「国元日記」寛延四年（1748）、宝勝五年、明和六年、明和八年、安永二年、安永四年、安永八年、天明五年、天明七年（1787）の各正月元日条
- (27) 「御家格付属津山藩臣之部」（愛山文庫目録 A1-35）参照。家臣の奉公書を集めした『勤書』によると、御譜代上として三十三家、御譜代下として二十家をあげている。当該期の御家老・御年寄として列挙した家は、三原・村上を除いてすべて御譜代上の三十三家に含まれている。
- (28) 「国元日記」安永六年正月元日条
- (29) 「国元日記」安永八年正月元日条
- (30) 「国元日記」天明元年正月元日条
- (31) 「国元日記」天明二年正月元日条
- (32) 「国元日記」安永四年、同八年、天明五年、同七年の各正月元日条
- (33) 「国元日記」寛政五年正月七日条
- (34) 「国元日記」正徳二年正月元日条